

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
お	(略)	(略)	お	(略)	(略)
	大型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ①(略) ② 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、 <u>農耕作業用トラクタ</u> 及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの ③(略)		大型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ①(略) ② 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの ③(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	高速自動車国道等	高速自動車国道法(昭和 <u>32</u> 年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。		高速自動車国道等	高速自動車国道法(昭和 <u>30</u> 年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4 <u>第1項</u> に規定する自動車専用道路をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
さ	(略)	(略)	さ	(略)	(略)
	<u>サイバーセキュリティ</u>	<u>サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>作動状態記録装置</u>	<u>自動運行装置の機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	<u>自動運行装置</u>	次に掲げる全ての要件を満たす装置をいう。 ① <u>プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新			旧		
		<u>機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であること</u>			
		<u>② ①に掲げる装置ごとに、付される走行環境条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有すること</u>			
		<u>③ ②に掲げる機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えること</u>			
	(略)	(略)		(略)	(略)
そ	(略)	(略)	そ	(略)	(略)
	<u>走行環境条件</u>	<u>施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>走行環境条件付与書</u>	<u>「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付け国自技第269号）別添の第6号様式により国土交通大臣又は地方運輸局長が交付した走行環境条件付与書をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふ	(略)	(略)	ふ	(略)	(略)
	<u>プログラム</u>	<u>電子計算機（入出力装置を含む。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
り	<u>リスク最小化制御</u>	<u>リスクの最小化を図るための制御をいう。</u>	り	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	UN R131	<u>トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則をいう。</u>		UN R131	衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1-3-1 (略)
1-4~1-6 (略)
第2章~第3章 (略)

1-3-1 (略)
1-4~1-6 (略)
第2章~第3章 (略)

新	旧
<p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、<u>4-21-4</u> 又は <u>4-22</u> (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8 (略)</p> <p>4-9 受検車両と書面の同一性確認</p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>① 新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合</p> <p>ア 指定自動車等 完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書、<u>譲渡証明書又は自動車製作者による証明書</u>及び自動車検査票</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-10～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p>	<p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は <u>4-21</u> (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8 (略)</p> <p>4-9 受検車両と書面の同一性確認</p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>① 新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合</p> <p>ア 指定自動車等 完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書 <u>又は</u> 譲渡証明書及び自動車検査票</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-10～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p>

新	旧
<p>① (略)</p> <p>② 対象となる規定 ア 4-23 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認 イ～ケ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-16-2 (略)</p> <p>4-17 (略)</p> <p>4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (4) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (2) ②及び7-31の2-1 (1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) 次に掲げる装置以外の装置 ①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-19 (略)</p> <p>4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ① (略) ② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (4) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ① (略) ② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (4) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の</p>	<p>① (略)</p> <p>② 対象となる規定 ア 4-22 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認 イ～ケ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-16-2 (略)</p> <p>4-17 (略)</p> <p>4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (2) ②及び7-31の2-1 (1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) 次に掲げる装置以外の装置 ①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-19 (略)</p> <p>4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ① (略) ② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ① (略) ② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の</p>

新	旧
<p>適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの ア（略）</p> <p>4-21 自動運行装置を備える自動車の審査 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。</p> <p>4-21-1 走行環境条件付与書の適用 走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、4-21-2の規定に係る書面として取扱うとともに、4-12-1（1）⑧に基づく自動運行装置に係る7-104-2-3（1）の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。 なお、4-21の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求め、事務所等において写しに原本と照合済みである旨を表示することをいう。</p> <p>4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断 (1) <u>新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。</u></p> <p>① <u>指定自動車等</u> 別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの</p> <p>② <u>並行輸入自動車</u> 別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの</p> <p>③ <u>試作車又は組立車</u> 走行環境条件付与書の提示があるもの</p> <p>(2) <u>新規検査若しくは予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。</u></p> <p>① <u>自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の提示がある自動車</u> 当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載があるもの</p>	<p>適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの ア（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p data-bbox="219 186 896 245">② <u>新たに自動運行装置を取付けた旨の申告がなされた自動車</u> <u>走行環境条件付与書の提示があるもの</u></p> <p data-bbox="147 247 560 276">4-21-3 走行環境条件付与書の提示等</p> <p data-bbox="159 279 1106 371">(1) <u>4-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。</u></p> <p data-bbox="219 375 1106 496">① <u>自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、7-104-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。</u></p> <p data-bbox="219 499 1106 652">② <u>自動運行装置を備えないものとして認証を受けた指定自動車等であって、新たに当該装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車若しくは指定自動車等以外の自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。</u></p> <p data-bbox="159 655 1106 715">(2) <u>4-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。</u></p> <p data-bbox="219 718 1106 903">① <u>自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。</u></p> <p data-bbox="219 906 1106 999">② <u>新たに自動運行装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。</u></p> <p data-bbox="147 1002 680 1031">4-21-4 自動運行装置を備える自動車の審査中断</p> <p data-bbox="170 1034 1106 1219">4-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある場合は、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p data-bbox="147 1222 537 1251">4-22 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p data-bbox="159 1254 1106 1375">(1) 軌陸車等にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-22において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。</p> <p data-bbox="197 1378 1106 1433">この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審</p>	<p data-bbox="1131 1222 1518 1251">4-21 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p data-bbox="1142 1254 2092 1375">(1) 軌陸車等にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-21において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。</p> <p data-bbox="1178 1378 2092 1433">この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審</p>

新	旧														
<p>査を中断する旨を口頭で通告する。 (2)～(3) (略) 4-23 (略) 4-24～4-26 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2 (略) 5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1～5-3-7 (略) 5-3-8 車体の形状 車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。 なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合には、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">自動車の分類</th> <th>車体の形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型特殊自動車 (注2)</td> <td>【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m³未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」 <u>「農耕作業用トレーラ」</u>「ポール・トレーラ」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1.～注3. (略)</p> <p>5-3-9～5-3-14 (略) 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p>	自動車の分類	車体の形状	(略)	(略)	大型特殊自動車 (注2)	【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m ³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」 <u>「農耕作業用トレーラ」</u> 「ポール・トレーラ」	(略)	<p>査を中断する旨を口頭で通告する。 (2)～(3) (略) 4-22 (略) 4-23～4-25 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2 (略) 5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1～5-3-7 (略) 5-3-8 車体の形状 車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。 なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合には、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">自動車の分類</th> <th>車体の形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型特殊自動車 (注2)</td> <td>【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m³未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」 「ポール・トレーラ」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1.～注3. (略)</p> <p>5-3-9～5-3-14 (略) 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p>	自動車の分類	車体の形状	(略)	(略)	大型特殊自動車 (注2)	【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m ³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」 「ポール・トレーラ」	(略)
自動車の分類	車体の形状														
(略)	(略)														
大型特殊自動車 (注2)	【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m ³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」 <u>「農耕作業用トレーラ」</u> 「ポール・トレーラ」														
	(略)														
自動車の分類	車体の形状														
(略)	(略)														
大型特殊自動車 (注2)	【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m ³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」 「ポール・トレーラ」														
	(略)														

新			旧																																		
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例																																
1. ～38. (略)	(略)	(略)	1. ～38. (略)	(略)	(略)																																
<u>39. 自動運行装置を備えた自動車</u> <u>(1) 指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの</u> <u>(2) (1) 以外のもの</u>	<u>自動運行装置搭載車である旨</u> <u>自動運行装置搭載車である旨</u> <u>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</u>	<u>自動運行装置搭載車</u> <u>自動運行装置搭載車</u> <u>近運技第 123 号</u> <u>令和 2 年 4 月 1 日</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																
備考 (略)			備考 (略)																																		
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。			(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置の性能等</th> <th>適用した規定</th> <th>備考欄の記載内容</th> <th>備考欄コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等</td> <td>7-25-1-2 <u>(6)</u></td> <td>この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード	(略)	(略)	(略)	(略)	衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 <u>(6)</u>	この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—	(略)	(略)	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置の性能等</th> <th>適用した規定</th> <th>備考欄の記載内容</th> <th>備考欄コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等</td> <td>7-25-1-2 <u>(4)</u></td> <td>この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード	(略)	(略)	(略)	(略)	衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 <u>(4)</u>	この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—	(略)	(略)	(略)	(略)		
装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 <u>(6)</u>	この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 <u>(4)</u>	この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
(3) ～ (5) (略)			(3) ～ (5) (略)																																		
5-3-16～5-3-17 (略)			5-3-16～5-3-17 (略)																																		
5-4 審査結果等の通知			5-4 審査結果等の通知																																		
5-4-1 (略)			5-4-1 (略)																																		
5-4-2 審査結果以外の通知			5-4-2 審査結果以外の通知																																		
(1) (略)			(1) (略)																																		
(2) 4- <u>24</u> 中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により通知するものとする。			(2) 4- <u>23</u> 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により通知するものとする。																																		
5-4-3 (略)			5-4-3 (略)																																		
5-4-4 車両重量の測定結果の通知			5-4-4 車両重量の測定結果の通知																																		
軌陸車等において、4- <u>22</u> (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。			軌陸車等において、4- <u>21</u> (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。																																		

新	旧
<p>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-12（略）</p> <p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-03-S1 の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-03-S1 に定める <u>2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの</u>については、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2) に適合するものであればよい。 ①～④（略） (2) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-02 の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-02 に定める <u>2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに2.3.4.1.4.の自動命令型操舵機能</u>については、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(3) に適合するものであればよい。 ①～④（略） (3)（略）</p> <p>6-14～6-33（略）</p> <p>6-34 突入防止装置 7-34の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S1 の2.3.(a)又は(b)、若しくは7-34-1(1)①から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（適用関係告示第17条第10項関係） ①～②（略） <u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年8月31日以前のもの</u> (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪</p>	<p>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-12（略）</p> <p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-03-S1 の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-03-S1 に定める自動命令型操舵機能 <u>(2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。)</u>については、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2) に適合するものであればよい。 ①～④（略） (2) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-02 の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-02 に定める自動命令型操舵機能 <u>(2.3.4.1.1.及び2.3.4.1.2.を除く。)</u>については、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(3) に適合するものであればよい。 ①～④（略） (3)（略）</p> <p>6-14～6-33（略）</p> <p>6-34 突入防止装置 7-34の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03 の2.3.(a)又は(b)、若しくは7-34-1(1)①から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（適用関係告示第17条第10項関係） ①～②（略） <u>(新設)</u> (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪</p>

新	旧
<p>が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-<u>S1</u>の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03-<u>S1</u>の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあつては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（適用関係告示第17条第10項関係）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p><u>ウ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年8月31日以前のもの</u></p> <p>6-35～6-54（略）</p> <p>6-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。</p> <p>この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>ただし、大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。</p> <p>① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、細目告示別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量7.5tを超えるものにあつては平成30年8月31日、車両総重量3.5tを超え7.5t以下のものにあつては令和元年8月31日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第169項）</p> <p>イ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両</p>	<p>が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあつては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（適用関係告示第17条第10項関係）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p><u>（新設）（略）</u></p> <p>6-35～6-54（略）</p> <p>6-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。</p> <p>この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>ただし、大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。</p> <p>① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、細目告示別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量7.5tを超えるものにあつては平成30年8月31日、車両総重量3.5tを超え7.5t以下のものにあつては令和元年8月31日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第169号）</p> <p>イ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両</p>

新	旧
<p>総重量 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては令和元年 8 月 31 日) 以前のもの (適用関係告示第 28 条第 169 項)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>6-56～6-61 (略)</p> <p>6-62 走行用前照灯</p> <p>7-62 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-00-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B 及び D に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-00-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-02 の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-<u>S1</u> の 5. 1.、5. 2.、5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 3. 5. 1. 1.、UN R98-01-S9 の 6. にかかわらず <u>9. 1. 3.</u>、UN R112-01-S8 の 6. にかかわらず <u>10. 1.</u> 並びに UN R113-02 の 6. にかかわらず <u>9. 1. 1.</u> に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第 29 条第 24 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-02」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 <u>20</u> 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑥ 令和 2 年 <u>9 月</u> 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示第 42 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 <u>21</u> 項関係)</p>	<p>総重量 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては令和元年 8 月 31 日) 以前のもの (適用関係告示第 28 条第 169 号)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>6-56～6-61 (略)</p> <p>6-62 走行用前照灯</p> <p>7-62 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-00 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B 及び D に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-00 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-02 の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00 の 5. 1.、5. 2.、5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 3. 5. 1. 1.、UN R98-01-S9 の 6. にかかわらず 9. 3.、UN R112-01-S8 の 6. にかかわらず 10. 2. 並びに UN R113-02 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第 29 条第 24 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-02」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 <u>21</u> 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑥ 令和 2 年 <u>6 月</u> 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示第 42 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 <u>20</u> 項関係)</p>

新	旧
<p>6-63～6-66 (略)</p> <p>6-67 前部霧灯 7-67の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-00-S1 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2. (b)を除く。)及び5.5.又はUN R19-04-S10 の 5.、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S1 の 5.5.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R19-04-S10 の 6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第30条第16項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>6-68 (略)</p> <p>6-69 側方照射灯 7-69の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-00-S1 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2. (b)を除く。)及び5.6.又はUN R119-01-S6 の 5. (5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S1 の 5.6.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R119-01-S6 の 6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-69-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。(適用関係告示第31条第11項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>6-70 低速走行時側方照射灯 7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適</p>	<p>6-63～6-66 (略)</p> <p>6-67 前部霧灯 7-67の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-00 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2. (b)を除く。)及び5.5.又はUN R19-04-S10 の 5.、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00 の 5.5.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R19-04-S10 の 6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第30条第16項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>6-68 (略)</p> <p>6-69 側方照射灯 7-69の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-00 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2. (b)を除く。)及び5.6.又はUN R119-01-S6 の 5. (5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00 の 5.6.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R119-01-S6 の 6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-69-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。(適用関係告示第31条第11項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>6-70 低速走行時側方照射灯 7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適</p>

新	旧
<p>合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.10. 又は UN R23-00-S22 の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.10. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R23-00-S22 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係)</p>	<p>合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.10. 又は UN R23-00-S22 の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00 の 5.10. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R23-00-S22 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係)</p>
<p>6-71 車幅灯</p> <p>7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.1. (種別 A に係るものに限る。) 又は細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項、第 14 項関係)</p>	<p>6-71 車幅灯</p> <p>7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.1. (種別 A に係るものに限る。) 又は細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項、第 14 項関係)</p>
<p>6-72 前部上側端灯</p>	<p>6-72 前部上側端灯</p>

新	旧
<p>7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00-S1の4。(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1.(種別AMに係るものに限る。)又は細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S1の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第33条第10項関係)</p>	<p>7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00の4。(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1.(種別AMに係るものに限る。)又は細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第33条第10項関係)</p>
<p>6-72の2 昼間走行灯</p> <p>7-72の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-00-S1の4。(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.4.又はUN R87-00-S20(6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S1の5.4.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R87-00-S20の7.にかかわらず13.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第33条の2第1項関係)</p>	<p>6-72の2 昼間走行灯</p> <p>7-72の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-00の4。(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.4.又はUN R87-00-S20(6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00の5.4.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R87-00-S20の7.にかかわらず13.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第33条の2第1項関係)</p>
<p>6-73 (略)</p>	<p>6-73 (略)</p>
<p>6-74 側方灯</p> <p>7-74の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-00-S1の4。(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.7.又は細目告示別添61「側方灯の技術基準」に定める基準。</p>	<p>6-74 側方灯</p> <p>7-74の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-00の4。(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.7.又は細目告示別添61「側方灯の技術基準」に定める基準。</p>

新	旧
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.7. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項、第 14 項関係)</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.7. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項、第 14 項関係)</p>
<p>6-75 (略)</p>	<p>6-75 (略)</p>
<p>6-76 番号灯</p>	<p>6-76 番号灯</p>
<p>7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、光度特性に関し、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.11. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R4-00-S19 の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10.1.1. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 <u>9 月</u> 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにおいて、この限りでない。(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項、第 9 項関係)</p> <p>① 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.11. (クラス 2b に係るものに限る。) 又は UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (クラス 2b に係るものに限る。) に定める基準</p> <p>② 自動車①及び③に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.</p>	<p>7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、光度特性に関し、UN R148-00 の 5.11. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R4-00-S19 の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10.1.1. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 <u>6 月</u> 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにおいて、この限りでない。(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項、第 9 項関係)</p> <p>① 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.11. (クラス 2b に係るものに限る。) 又は UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (クラス 2b に係るものに限る。) に定める基準</p> <p>② 自動車①及び③に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.</p>

新	旧
<p>及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.11.(クラス 2a に係るものに限る。)又は UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8.及び 9.(クラス 2a に係るものに限る。)に定める基準</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.11.(クラス 2 に係るものに限る。)又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び 9.(クラス 2 に係るものに限る。)に定める基準</p>	<p>及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.11.(クラス 2a に係るものに限る。)又は UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8.及び 9.(クラス 2a に係るものに限る。)に定める基準</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-00 の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.11.(クラス 2 に係るものに限る。)又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び 9.(クラス 2 に係るものに限る。)に定める基準</p>
<p>6-77 尾灯</p> <p>7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.2.(種別 R1 及び R2 に係るものに限る。)又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.2.(種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。)又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び 9.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.2.にかかわらず 3.5.1.1.、UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 <u>9 月</u> 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項、第 15 項関係)</p>	<p>6-77 尾灯</p> <p>7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-00 の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.2.(種別 R1 及び R2 に係るものに限る。)又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-00 の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.2.(種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。)又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び 9.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.2.にかかわらず 3.5.1.1.、UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 <u>6 月</u> 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項、第 15 項関係)</p>
<p>6-78 後部霧灯</p> <p>7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.9.又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</p>	<p>6-78 後部霧灯</p> <p>7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00 の 4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)及び 5.9.又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</p>

新	旧
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.9. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1. の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2. 及び別紙に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 38 条第 12 項関係)</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.9. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1. の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2. 及び別紙に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 38 条第 12 項関係)</p>
<p>6-79 駐車灯</p> <p>7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.3. 又は細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.3. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)</p>	<p>6-79 駐車灯</p> <p>7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.3. 又は細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.3. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)</p>
<p>6-80 後部上側端灯</p> <p>7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709</p>	<p>6-80 後部上側端灯</p> <p>7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709</p>

新	旧
<p>に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</p>	<p>に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</p>
<p>6-81 (略)</p>	<p>6-81 (略)</p>
<p>6-82 大型後部反射器</p>	<p>6-82 大型後部反射器</p>
<p>7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) (略) (2) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-00-<u>S1</u> の 4.1.1. から 4.1.4.、5.6. 及び 5.7. 又は UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. に定める基準。</p>	<p>(1) (略) (2) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-00 の 4.1.1. から 4.1.4.、5.6. 及び 5.7. 又は UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. に定める基準。</p>
<p>ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに細目告示別添 69 「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項)</p>	<p>ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに細目告示別添 69 「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項)</p>
<p>また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項、第 7 項関係)</p>	<p>また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項、第 7 項関係)</p>
<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p>
<p>6-83 (略)</p>	<p>6-83 (略)</p>
<p>6-84 制動灯</p>	<p>6-84 制動灯</p>
<p>7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p>	<p>(1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p>
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」 4.1. の規定中「適合すること。」とあ</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」 4.1. の規定中「適合すること。」とあ</p>

新	旧
<p>るのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 <u>9 月</u> 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項、第 17 項関係)</p>	<p>るのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 <u>6 月</u> 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項、第 17 項関係)</p>
<p>6-85 補助制動灯</p> <p>7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5. 5. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</p>	<p>6-85 補助制動灯</p> <p>7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5. 5. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</p>
<p>6-86 後退灯</p> <p>7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える後退灯については、UN R148-00-<u>S1</u> の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 8. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-<u>S1</u> の 5. 8. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4. 4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80%値、最大光度</p>	<p>6-86 後退灯</p> <p>7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える後退灯については、UN R148-00 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 8. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5. 8. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4. 4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80%値、最大光度</p>

新	旧
<p>については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)</p>	<p>については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p><u>最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)</p>
<p>6-87 方向指示器</p> <p>7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S1 の 5.6. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R6-01-S29 の 6. にかかわらず 10.1.1. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係)</p> <p>① 自動車 (②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。) に備える方向指示器については、UN R148-00-S1 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。) 又は UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-00-S1 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c 及び 12 に係るものに限る。)、UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準</p> <p>③ (略)</p>	<p>6-87 方向指示器</p> <p>7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00 の 5.6. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R6-01-S29 の 6. にかかわらず 10.1.1. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係)</p> <p>① 自動車 (②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。) に備える方向指示器については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。) 又は UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c 及び 12 に係るものに限る。)、UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準</p> <p>③ (略)</p>
<p>6-88～6-95 (略)</p>	<p>6-88～6-95 (略)</p>
<p>6-96 停止表示器材</p> <p>7-96 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00-S1 の 4. 及び 5.9. 又は UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>6-96 停止表示器材</p> <p>7-96 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00 の 4. 及び 5.9. 又は UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>

新	旧
<p>6-97～6-103 (略)</p> <p>6-103の2 内圧容器及びその附属装置 7-103の2の規定を適用する。</p> <p>6-104 自動運行装置 <u>7-104の規定を適用する。</u></p> <p>6-105～6-116 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1～7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03-S1に定める<u>2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの</u>については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合するものとみなす。 (細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係) ①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるかじ取装置は、(3)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第91条第2項関係) 【表示】(略) ①～③ (略)</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により<u>(3)</u>の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-9 (略) 7-13-10 従前規定の適用⑥ 次の自動車については、7-13-10-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告</p>	<p>6-97～6-103 (略)</p> <p>6-104 内圧容器及びその附属装置 7-104の規定を適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-105～6-116 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1～7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03-S1に定める自動命令型操舵機能<u>(2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。)</u>については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合するものとみなす。 (細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係) ①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるかじ取装置は、(3)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第91条第2項関係) 【表示】(略) ①～③ (略)</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により<u>(1)</u>の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-9 (略) 7-13-10 従前規定の適用⑥ 次の自動車については、7-13-10-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告</p>

新	旧
<p>示第7条第7項、第8項関係) ①～② (略)</p> <p>7-13-10-1 性能要件 7-13-10-1-1～7-13-10-1-2 (略) 7-13-10-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5の5。(5.5.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S5の5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。 ①～⑧ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-13-10～7-13-12 (略)</p> <p>7-13-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第11項関係) ①～⑤ (略)</p> <p>7-13-13-1 性能要件 7-13-13-1-1～7-13-13-1-2 (略) 7-13-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-02の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-02に定める<u>2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに2.3.4.1.4.の自動命令型操舵機能</u>については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-02の5.及び6.に適合するものとみなす。 ①～③ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7-14～7-21 (略)</p> <p>7-22 燃料装置 7-22-1 性能要件 7-22-1-1 (略) 7-22-1-2 書面等による審査</p>	<p>示第7条第7項、第8項関係) ①～② (略)</p> <p>7-13-10-1 性能要件 7-13-10-1-1～7-13-10-1-2 (略) 7-13-10-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S1の5。(5.5.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S1の5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。 ①～⑧ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-13-11～7-13-12 (略)</p> <p>7-13-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第11項関係) ①～⑤ (略)</p> <p>7-13-13-1 性能要件 7-13-13-1-1～7-13-13-1-2 (略) 7-13-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-02の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-02に定める自動命令型操舵機能<u>(2.3.4.1.1.及び2.3.4.1.2.を除く。)</u>については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-02の5.及び6.に適合するものとみなす。<u>(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係)</u> ①～③ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7-14～7-21 (略)</p> <p>7-22 燃料装置 7-22-1 性能要件 7-22-1-1 (略) 7-22-1-2 書面等による審査</p>

新	旧
<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-01-S2 の 5. 5. 1. に適合すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-22-2～7-22-11 (略)</p> <p>7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 (略)</p> <p>7-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01-S2 (5. 5. 2. に限る。) に適合すること。</p> <p>(a) ～ (i) (略)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであれ</p>	<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-01-S1 の 5. 5. 1. に適合すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-22-2～7-22-11 (略)</p> <p>7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 (略)</p> <p>7-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01 (5. 5. 2. に限る。) に適合すること。</p> <p>(a) ～ (i) (略)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであれ</p>

新	旧
<p>ばよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア～イ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>7-24-2～7-24-7 (略)</p> <p>7-24-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-8-1 性能要件</p> <p>7-24-8-1-1 (略)</p> <p>7-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-01-S2 (5.5.2.に限る。)に適合すること。</p> <p>(a) ～ (i) (略)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。 ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-24-9～7-24-11 (略)</p> <p>7-24-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 14 項、第 15 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-24-12-1 性能要件</p> <p>7-24-12-1-1 (略)</p> <p>7-24-12-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適</p>	<p>ばよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア～イ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>7-24-2～7-24-7 (略)</p> <p>7-24-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-8-1 性能要件</p> <p>7-24-8-1-1 (略)</p> <p>7-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-01 (5.5.2.に限る。)に適合すること。</p> <p>(a) ～ (i) (略)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。 ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-24-9～7-24-11 (略)</p> <p>7-24-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 14 項、第 15 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-24-12-1 性能要件</p> <p>7-24-12-1-1 (略)</p> <p>7-24-12-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適</p>

新	旧
<p>合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び 3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-03-S1（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>(a)～(i)（略）</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>7-24-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-24-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>7-24-13-1 性能要件</p> <p>7-24-13-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>①～⑭（略）</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査</p>	<p>合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び 3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-03（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01（5.5.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>(a)～(i)（略）</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>7-24-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-24-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>7-24-13-1 性能要件</p> <p>7-24-13-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。<u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）</u></p> <p>①～⑭（略）</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査</p>

新	旧
<p>したときに、(1)の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>7-24-13-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p>	<p>したときに、(1)の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>7-24-13-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。<u>(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。<u>(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係)</u></p>

新	旧
<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-01-S2(5.5.2.に限る。)に適合すること。 (a)～(i) (略)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1に適合するものであればよい。 ア～イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-01(5.5.2.に限る。)に適合すること。 (a)～(i) (略)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1に適合するものであればよい。<u>(適用関係告示第13条第12項関係)</u> ア～イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>7-25 電気装置</p>	<p>7-25 電気装置</p>
<p>7-25-1 性能要件</p>	<p>7-25-1 性能要件</p>
<p>7-25-1-1 視認等による審査</p>	<p>7-25-1-1 視認等による審査</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4)の自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第1号関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつては、この限りでない。(細目告示第99条第7項第1号イ)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号イ)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のため</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4)の自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第17条の2第3項関係、<u>細目告示第21条第3項第1号関係</u>、細目告示第99条第3項第1号関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつては、この限りでない。(細目告示第99条第3項第1号イ)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第3項第1号イ)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のため</p>

新	旧
<p>の警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ロ)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>図 (略)</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被膜を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第7項第1号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第99条第7項第1号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。</p> <p>ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあっては、この限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第1号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第99条第7項第1号チ)</p> <p>⑪ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備え、かつ、客室内に水素ガスを放出しないものであること。(細目告示第99条第7項第1号リ)</p> <p>⑫ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は</p>	<p>の警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第3項第1号ロ 関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>図 (略)</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被膜を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第5項第1号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第99条第3項第1号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。</p> <p>ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあっては、この限りでない。(細目告示第99条第3項第1号ホ 号)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第3項第1号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第3項第1号ト)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第3項第1号ト)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第99条第3項第1号チ 号)</p> <p>⑪ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備え、かつ、客室内に水素ガスを放出しないものであること。(細目告示第99条第3項第1号リ)</p> <p>⑫ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は</p>

新	旧
<p>変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第99条第7項第1号ヌ)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-25-1-2 (3) ②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあってはこの限りでない。<u>(細目告示第99条第7項第2号イ)</u></p> <p>ア～イ(略)</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャ又はその他の保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分を除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次に掲げるバリヤ及びエンクロージャにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ロ)</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>図(略)</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第7項第2号ハ)</p>	<p>変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第99条第3項第1号ヌ)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-25-1-2 (1) ②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第17条の2第3項関係、<u>細目告示第21条第3項第2号関係</u>、細目告示第99条第3項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあってはこの限りでない。</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャ又はその他の保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第3項第2号イ)</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分を除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次に掲げるバリヤ及びエンクロージャにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第3項第2号ロ<u>関係</u>)</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>図(略)</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第3項第2号ハ)</p>

新	旧
<p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能により警報されていないものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。 ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部により次の要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号ト) ア～イ (略)</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。 ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号ト) ア～イ (略)</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号チ)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(2) 又は (3) に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 9 項関係) ①～③ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能により警報されていないものであること。(細目告示第 99 条第 3 項第 2 号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。 ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 3 項第 2 号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第 99 条第 3 項第 2 号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部により次の要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第 99 条第 3 項第 2 号ト) ア～イ (略)</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。 ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 3 項第 2 号ト) ア～イ (略)</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第 99 条第 3 項第 2 号チ)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(2) 又は (3) に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 5 項関係) ①～③ (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 自動運行装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 21 条第 3 項関係、細目告示第 99 条第 3 項、第 4 項関係、適用関係告</u></p>	<p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>示第 14 条第 20 項関係</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u></p> <p>(2) <u>自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に変更できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 121「プログラム等変更システムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 21 条第 4 項関係、細目告示第 99 条第 5 項、第 6 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項関係）</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等変更システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等変更システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等変更システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等変更システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u></p> <p>(3) <u>電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係）</u></p> <p>① <u>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。</u> この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3.及び 6.10.に適合するものとする。 また、7-25-1-1（4）の自動車にあっては、②の基準に適合するものであれば</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) <u>電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係）</u></p> <p>① <u>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。</u> この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3.及び 6.10.に適合するものとする。 また、7-25-1-1（4）の自動車にあっては、②の基準に適合するものであれば</p>

新	旧
<p>よい。(細目告示第 99 条第 <u>7 項第 1 号ル</u>)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R136-00 の 5.2. 及び 5.3. 並びに 6. (客室を有しない自動車にあつては 6.4.2. 及び 6.5. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6.2.、6.3. 及び 6.10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。(細目告示第 99 条第 <u>7 項第 2 号リ、ヌ</u>)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(4)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 <u>6 項関係</u>、<u>細目告示第 21 条第 6 項関係</u>、細目告示第 99 条第 <u>8 項関係</u>、適用関係告示第 14 条第 13 項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(5)</u> 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(3)</u> 及び <u>(4)</u> の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 <u>9 項関係</u>)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(4)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 <u>6 項関係</u>、細目告示第 99 条第 <u>10 項関係</u>)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 <u>第 12 項</u>、第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの</p>	<p>よい。(細目告示第 <u>21 条第 3 項</u>、<u>第 4 項関係</u>、細目告示第 99 条第 <u>3 項</u>、<u>第 4 項関係</u>)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R136-00 の 5.2. 及び 5.3. 並びに 6. (客室を有しない自動車にあつては 6.4.2. 及び 6.5. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6.2.、6.3. 及び 6.10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。(保安基準第 <u>17 条の 2 第 3 項関係</u>、細目告示第 99 条第 <u>3 項第 2 号関係</u>、<u>適用関係告示第 14 条第 15 項関係</u>)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(2)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 <u>4 項関係</u>、細目告示第 99 条第 <u>4 項関係</u>、適用関係告示第 14 条第 <u>第 12 項</u>、第 13 項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(3)</u> 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 <u>5 項関係</u>)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 <u>3 項関係</u>、細目告示第 99 条第 <u>4 項関係</u>)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの</p>

新	旧
<p>であればよい。(適用関係告示第 14 条第 1 項関係)</p> <p>7-25-5-1 性能要件</p> <p>7-25-5-1-1 視認等による審査</p> <p>自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>7-25-5-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u> <u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u></p> <p>7-25-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-6-1 性能要件</p> <p>7-25-6-1-1 (略)</p> <p>7-25-6-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u> <u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u></p> <p><u>(3) 燃料電池自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</u> の電気装置は、細目告示別添 101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、①及び②に掲げる電気装置は、この基準に適合するものとする。 ①～② (略)</p> <p>7-25-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-7-1 性能要件</p> <p>7-25-7-1-1 (略)</p> <p>7-25-7-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u> <u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u> <u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書 (写しをもって代えることができる。)</u> により <u>(3)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(3)</u> の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、(3) の規定にかかわらず、7-25-1-2 (6) の規定を適用する。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>7-25-8 従前規定の適用④</p>	<p>であればよい。(適用関係告示第 14 条第 1 項関係)</p> <p>7-25-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-25-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-6-1 性能要件</p> <p>7-25-6-1-1 (略)</p> <p>7-25-6-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>燃料電池自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</p> <p>示別添 101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、①及び②に掲げる電気装置は、この基準に適合するものとする。 ①～② (略)</p> <p>7-25-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-7-1 性能要件</p> <p>7-25-7-1-1 (略)</p> <p>7-25-7-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書 (写しをもって代えることができる。)</u> により <u>(1)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(1)</u> の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2 (4) の規定を適用する。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>7-25-8 従前規定の適用④</p>

新	旧
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-25-8-1 性能要件</p> <p>7-25-8-1-1 (略)</p> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u></p> <p><u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(3)</u> の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により <u>(3)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p><u>(5)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、<u>(3)</u> の規定にかかわらず、7-25-1-2 <u>(6)</u> の規定を適用する。</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添111]</p> <p>7-25-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第16項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-9-1 性能要件</p> <p>7-25-9-1-1 (略)</p> <p>7-25-9-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u></p> <p><u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u></p> <p><u>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ</u>。</p> <p><u>(4)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-25-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。</p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-25-8-1 性能要件</p> <p>7-25-8-1-1 (略)</p> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(1)</u> の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により <u>(1)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p><u>(3)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2 <u>(4)</u> の規定を適用する。</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添111]</p> <p>7-25-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第16項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-9-1 性能要件</p> <p>7-25-9-1-1 (略)</p> <p>7-25-9-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 7-25-1-2 <u>(1)</u> に同じ。</p> <p><u>(2)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-25-1-2 <u>(2)</u> ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑤に同じ。</p>

新	旧
<p>⑥ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 ⑦ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑧に同じ。</p> <p><u>(5)</u> 7-25-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(4)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。</p> <p>① (略) ② 7-25-1-2 <u>(6)</u> ②に同じ。 ③ 7-25-1-2 <u>(6)</u> ③に同じ。</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用] 7-25-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係) ①～② (略)</p> <p>7-25-10-1 性能要件 7-25-10-1-1 (略) 7-25-10-1-2 書面等による審査 <u>(1)</u> 7-25-1-2 <u>(1)</u> に同じ <u>(2)</u> 7-25-1-2 <u>(2)</u> に同じ <u>(3)</u> 7-25-1-2 <u>(3)</u> に同じ。 <u>(4)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略) ② 7-25-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 ④ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 ⑦ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑧に同じ。</p> <p><u>(5)</u> 7-25-1-2 <u>(5)</u> に同じ。</p>	<p>⑥ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑥に同じ。 ⑦ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑧に同じ。</p> <p><u>(3)</u> 7-25-1-2 <u>(3)</u> に同じ。 <u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。</p> <p>① (略) ② 7-25-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用] 7-25-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係) ①～② (略)</p> <p>7-25-10-1 性能要件 7-25-10-1-1 (略) 7-25-10-1-2 書面等による審査 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(1)</u> 7-25-1-2 <u>(1)</u> に同じ。 <u>(2)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略) ② 7-25-1-2 <u>(2)</u> ②に同じ。 ③ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ③に同じ。 ④ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑥に同じ。 ⑦ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑧に同じ。</p> <p><u>(3)</u> 7-25-1-2 <u>(3)</u> に同じ。</p>

新	旧
<p><u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(4)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-25-1-2 <u>(6)</u> ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(6)</u> ③に同じ。</p> <p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</p> <p>7-25-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条 <u>第 12 項</u>、第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-11-1 性能要件</p> <p>7-25-11-1-1 (略)</p> <p>7-25-11-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1)</u> 7-25-1-2 <u>(1)</u> に同じ</p> <p><u>(2)</u> 7-25-1-2 <u>(2)</u> に同じ</p> <p><u>(3)</u> 7-25-1-2 <u>(3)</u> に同じ。</p> <p><u>(4)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発せられる衝撃、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ⑧に同じ。</p> <p><u>(5)</u> 7-25-1-2 <u>(5)</u> に同じ。</p> <p><u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(4)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付け</p>	<p><u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-25-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。</p> <p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</p> <p>7-25-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-11-1 性能要件</p> <p>7-25-11-1-1 (略)</p> <p>7-25-11-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 7-25-1-2 <u>(1)</u> に同じ。</p> <p><u>(2)</u> 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発せられる衝撃、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ④に同じ。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-25-1-2 <u>(2)</u> ⑧に同じ。</p> <p><u>(3)</u> 7-25-1-2 <u>(3)</u> に同じ。</p> <p><u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付け</p>

新	旧
<p>られたものにあつては、①から③の要件は適用しない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-25-1-2 <u>(6)</u> ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(6)</u> ③に同じ。</p>	<p>られたものにあつては、①から③の要件は適用しない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-25-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。</p>
<p>7-26～7-29 (略)</p>	<p>7-26～7-29 (略)</p>
<p>7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p>	<p>7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p>
<p>7-30-1 性能要件 (書面等による審査)</p>	<p>7-30-1 性能要件 (書面等による審査)</p>
<p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-01-<u>S2</u> の 5. (5. 5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)</p>	<p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-01-<u>S1</u> の 5. (5. 5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)</p>
<p>①～⑨ (略)</p>	<p>①～⑨ (略)</p>
<p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p>7-30-2～7-30-7 (略)</p>	<p>7-30-2～7-30-7 (略)</p>
<p>7-31～7-31 の 2 (略)</p>	<p>7-31～7-31 の 2 (略)</p>
<p>7-32 車体表示</p>	<p>7-32 車体表示</p>
<p>7-32-1 性能要件 (視認等による審査)</p>	<p>7-32-1 性能要件 (視認等による審査)</p>
<p>(1) 自動車の車体の後面には、最大積載量 (タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名) を表示しなければならない。</p>	<p>(1) 自動車の車体の後面には、最大積載量 (タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名) を表示しなければならない。(保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 22 条第 16 項、細目告示第 100 条第 22 項)</p>
<p><u>この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。</u> (保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 22 条第 16 項、細目告示第 100 条第 22 項)</p>	<p>(新設)</p>
<p>① <u>最大積載量にあつては、kg 又は t</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>② <u>最大積載容積にあつては、L 又は m³</u></p>	<p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>7-32-2～7-32-4 (略)</p>
<p>7-32-2～7-32-4 (略)</p>	<p>7-32-2～7-32-4 (略)</p>
<p>7-33 (略)</p>	<p>7-33 (略)</p>
<p>7-34 突入防止装置</p>	<p>7-34 突入防止装置</p>
<p>7-34-1 装備要件</p>	<p>7-34-1 装備要件</p>
<p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自</p>	<p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自</p>

新	旧
<p>動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は(1)①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。</p> <p>ただし、当該構造部の幅が後軸の車輪の最外側の幅を超えているものにあつては、この限りでない。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上UN R58-03-S1の2.3.(b)に定める基準、(1)又は(2)に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであつて、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-34-2 性能要件</p> <p>7-34-2-1 (略)</p> <p>7-34-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係)</p> <p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラを除く。)に備える突入防止装置は、UN R58-03-S1の2.3.(a)に適合すること。</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの(牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03-S1の7.又は25.5.から25.9.(25.7.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。)に適合するものでなければならない。</p>	<p>動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は(1)①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。</p> <p>ただし、当該構造部の幅が後車軸の幅を超えているものにあつては、この限りでない。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上UN R58-03の2.3.(b)に定める基準、(1)又は(2)に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであつて、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-34-2 性能要件</p> <p>7-34-2-1 (略)</p> <p>7-34-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係)</p> <p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラを除く。)に備える突入防止装置は、UN R58-03の2.3.(a)に適合すること。</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの(牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03の7.又は25.5.から25.9.(25.7.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。)に適合するものでなければならない。</p>

新	旧
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-34-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び牽引自動車を除く。) に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係)</p> <p>① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450mm 以下 (油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下) となるように取付けられていること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。</p> <p><u>ア 車両総重量が 8t 以下の自動車</u> <u>イ～カ</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。 <u>ただし、当該装置が後軸の車輪の最外側を超える車体後面の構造部として格納されている場合には、その平面部の最外縁は後軸の車輪の最外側を超えてもよい。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</p> <p>ア (略) イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に<u>直交する</u>鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上でなければならない。 ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(例) (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び牽引自動車を除く。) にあっては、UN R58-03 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。 ただし、UN R58-03-<u>S1</u> の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-34-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-34-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-34-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び牽引自動車を除く。) に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係)</p> <p>① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450mm 以下 (油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下) となるように取付けられていること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。</p> <p><u>(新設)</u> <u>ア～オ</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</p> <p>ア (略) イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に<u>平行な</u>鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上でなければならない。 ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(例) (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び牽引自動車を除く。) にあっては、UN R58-03 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。 ただし、UN R58-03 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-34-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-34-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適</p>

新	旧
<p>用関係告示第 17 条第 10 項関係) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>7-34-5～7-34-9 (略) 7-34-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>7-35～7-36 (略)</p> <p>7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1 (略) 7-37-1-2 書面等による審査 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-<u>S3</u> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-<u>S17</u> の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係) (2) ～ (3) (略) (4) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) のインストルメントパネルは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、(1) に掲げる内装のうち UN R21-01-<u>S4</u> の 1.1. から 1.5. に定める内部突起</p>	<p>用関係告示第 17 条第 10 項関係) ①～② (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-34-5～7-34-9 (略) 7-34-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係) ①～② (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-35～7-36 (略)</p> <p>7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1 (略) 7-37-1-2 書面等による審査 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-<u>S2</u> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-<u>S16</u> の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係) (2) ～ (3) (略) (4) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) のインストルメントパネルは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、(1) に掲げる内装のうち UN R21-01-<u>S3</u> の 1.1. から 1.5. に定める内部突起</p>

新	旧												
<p>が、UN R21-01-<u>S4</u> の 5. に適合する場合にあっては、この限りでない。(保安基準第 20 条第 5 項関係、細目告示第 26 条第 3 項及び第 104 条第 4 項関係)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>7-37-2~7-37-6 (略)</p> <p>7-38 (略)</p> <p>7-39 座席</p> <p>7-39-1 性能要件</p> <p>7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア~キ (略)</p> <p>ク 乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものを除く。) であって車両総重量 10t を超える自動車 (横向きに備えられた座席であって UN R80-<u>04</u> の 7.4. に適合するものに限る。)</p> <p>④~⑤ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (座席取付装置を含む。) は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-09-S1 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係)</p> <p>ア~キ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	(略)	(略)	(略)	<p>が、UN R21-01-<u>S3</u> の 5. に適合する場合にあっては、この限りでない。(保安基準第 20 条第 5 項関係、細目告示第 26 条第 3 項及び第 104 条第 4 項関係)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>7-37-2~7-37-6 (略)</p> <p>7-38 (略)</p> <p>7-39 座席</p> <p>7-39-1 性能要件</p> <p>7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア~キ (略)</p> <p>ク 乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものを除く。) であって車両総重量 10t を超える自動車 (横向きに備えられた座席であって UN R80-<u>03-S3</u> の 7.4. に適合するものに限る。)</p> <p>④~⑤ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (座席取付装置を含む。) は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-09-S1 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係)</p> <p>ア~キ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	(略)	(略)	(略)
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準											
(略)	(略)	(略)											
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準											
(略)	(略)	(略)											

新			旧		
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の5.3.に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1の5.3.に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の5.2.及び6.(6.4.3.4、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-04の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1の5.2.及び6.(6.4.3.4、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の5.3.に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1の5.3.に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の5.2.及び6.(6.4.3.4、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の5.3.に定める基準 ウ UN R80-04の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1の5.2.及び6.(6.4.3.4、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-09-S1の5.3.に定める基準 ウ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の5.3.に定める基準	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1の5.3.に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	UN R80-04の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 専ら乗用の用に供	7-39-1-1 (1) ア	UN R17-09-S1 <u>又はUN R17-08-S4</u> の	⑤ 専ら乗用の用に供	7-39-1-1 (1) ア	UN R17-09-S1の5.3.に定める基準

新			旧		
<p>する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）</p>	<p>に規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</p>	<p>5. 3. に定める基準</p>	<p>する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）</p>	<p>に規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</p>	
	<p>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</p>	<p>次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 <u>又は UN R17-08-S4</u> の 5. 3. に定める基準 イ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準</p>		<p>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</p>	<p>次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 の 5. 3. に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準</p>
<p>⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）</p>	<p>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</p>	<p>UN R17-09-S1 <u>又は UN R17-08-S4</u> の 5. 3. に定める基準</p>	<p>⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）</p>	<p>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</p>	<p>UN R17-09-S1 の 5. 3. に定める基準</p>
<p>⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）</p>	<p>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</p>	<p>UN R17-09-S1 <u>又は UN R17-08-S4</u> の 5. 3. に定める基準</p>	<p>⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）</p>	<p>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</p>	<p>UN R17-09-S1 の 5. 3. に定める基準</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 <u>又は UN R17-08-S4</u> の 5. 2. 4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p>7-39-2～7-39-3 (略)</p> <p>7-39-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p><u>(10) 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、7-39-14 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、</u></p>			<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p>7-39-2～7-39-3 (略)</p> <p>7-39-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		

新	旧		
<p><u>次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和3年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u></p> <p><u>イ 令和3年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席及び座席取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和3年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの</u></p> <p>7-39-5～7-39-12（略）</p> <p>7-39-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-39-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第19条第8項関係）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>7-39-13-1 性能要件</p> <p>7-39-13-1-1（略）</p> <p>7-39-13-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-S4 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ（略）</p> <table border="1" data-bbox="185 1313 1102 1345"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p>	(略)	<p>7-39-5～7-39-12（略）</p> <p>7-39-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-39-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第19条第8項関係）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>7-39-13-1 性能要件</p> <p>7-39-13-1-1（略）</p> <p>7-39-13-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-S4 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。<u>(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)</u></p> <p>ア～キ（略）</p> <table border="1" data-bbox="1169 1313 2085 1345"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p>	(略)
(略)			
(略)			

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>③ FMVSS 207 に適合する装置 (7-39-13-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</p> <p>7-39-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、7-39-14(従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係)</p> <p>① <u>令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 3 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u></p> <p>イ <u>令和 3 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席及び座席取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 3 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>④ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>⑤ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>7-39-14-1 性能要件</p> <p>7-39-14-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) <u>座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</u></p> <p>ア <u>7-39-1-1 (1) アに同じ。</u></p> <p>イ <u>7-39-1-1 (1) イに同じ。</u></p> <p>ウ <u>7-39-1-1 (1) ウに同じ。</u></p> <p>① <u>7-39-1-1①に同じ。</u></p> <p>② <u>7-39-1-1②に同じ。</u></p> <p>③ <u>自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</u></p> <p>ア <u>7-39-1-1③アに同じ。</u></p> <p>イ <u>7-39-1-1③イに同じ。</u></p> <p>ウ <u>7-39-1-1③ウに同じ。</u></p> <p>エ <u>7-39-1-1③エに同じ。</u></p> <p>オ <u>7-39-1-1③オに同じ。</u></p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ FMVSS 207 に適合する装置 (7-39-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧						
<p> <u>カ 7-39-1-1③カに同じ。</u> <u>キ 7-39-1-1③キに同じ。</u> <u>ク 乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量 10t を超える自動車（横向きに備えられた座席であって UN R80-03-S3 の 7.4. に適合するものに限る。）</u> <u>④ 7-39-1-1④に同じ。</u> <u>⑤ 7-39-1-1⑤に同じ。</u> <u>(2) 7-39-1-1 (2) に同じ。</u> <u>(3) 7-39-1-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-39-1-1 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-39-1-1 (5) に同じ。</u> 7-39-14-1-2 書面等による審査 <u>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、UN R17-09-S1 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</u> <u>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。</u> <u>ア またがり式の座席</u> <u>イ 容易に折り畳むことができる座席であつて、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 通路に設けられるもの</u> <u>(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの</u> <u>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席</u> <u>エ 横向きに備えられた座席</u> <u>オ 後向きに備えられた座席</u> <u>カ 非常口附近に備えられた座席</u> <u>キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席</u> </p> <table border="1" data-bbox="226 1249 1099 1437"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>座席の種類</th> <th>座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）</td> <td>7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席</td> <td>UN R17-09-S1 の 5. 及び 6. (5.1.、5.3. から 5.8. まで、5.11. から 5.14. まで、6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。) に定める基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1 の 5. 及び 6. (5.1.、5.3. から 5.8. まで、5.11. から 5.14. まで、6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。) に定める基準	
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準					
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1 の 5. 及び 6. (5.1.、5.3. から 5.8. まで、5.11. から 5.14. まで、6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。) に定める基準					

新			旧
② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</u>	7-39-1-1 (1) <u>ア</u> に規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
	7-39-1-1 (1) <u>ア</u> に規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 <u>ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6. (6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。)</u> に定める基準 <u>イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。)</u> に定める基準	
	7-39-1-1 (1) <u>ア</u> から <u>ウ</u> までに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車</u> が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。	
③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除</u>	7-39-1-1 (1) <u>ア</u> に規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
	7-39-1-1 (1) <u>ア</u> に規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 <u>ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6. (6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。)</u> に定める基準 <u>イ UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	

新		旧
	<u>く。)</u>	<u>ウ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準</u>
<u>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの (⑤、⑥ 及び⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>
	<u>7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)</u>	<u>UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準</u>
	<u>7-39-1-1 (1) ア からウまでに掲げる座席以外の座席</u>	<u>次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車</u> <u>が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>
<u>⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるもの</u>	<u>7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>
	<u>7-39-1-1 (1) ア に規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)</u>	<u>次のいずれかに掲げる基準</u> <u>ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u> <u>イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準</u>

新			旧
<u>を除く。)</u>			
<u>⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
<u>⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
<u>⑧ 緊急自動車</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
<u>(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u>			
<u>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</u>			
<u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>			
<u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>			
<u>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</u>			
<u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、</u>			

新	旧
<p><u>UN R17-09-S1 の 5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16.及び 6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4.の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p><u>③ FMVSS 207 に適合する装置（7-39-14-1-2 (1) ④の自動車を除く。）</u></p> <p>7-40～7-43（略）</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1（略） 7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1)（略） (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S3</u> の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-<u>S17</u> の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③（略） (3)～(6)（略）</p> <p>7-44-3～7-44-8（略）</p> <p>7-45～7-50（略）</p> <p>7-51 窓ガラス 7-51-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S9</u> の 6.、</p>	<p>7-40～7-43（略）</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1（略） 7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1)（略） (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S2</u> の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-<u>S16</u> の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③（略） (3)～(6)（略）</p> <p>7-44-3～7-44-8（略）</p> <p>7-45～7-50（略）</p> <p>7-51 窓ガラス 7-51-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S7</u> の 6.、</p>

新	旧																						
<p>7.、8.及び附則 24 ((4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合する安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。(保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S9</u> の 6.、7.、8.及び附則 24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係)</p> <p>(5) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S9</u> の 6.、7.、8.及び附則 24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係)</p> <p>ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">窓ガラスの部位</th> <th colspan="3">付される記号</th> </tr> <tr> <th>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</th> <th>UN R43-01-<u>S9</u> に基づくもの</th> <th>FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 : UN R43-01-<u>S9</u> に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I から XV までの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。</p> <p>注 2～注 4 (略)</p> <p>7-51-2～7-51-13 (略)</p>	窓ガラスの部位	付される記号			JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- <u>S9</u> に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>7.、8.及び附則 24 ((4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合する安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。(保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S8</u> の 6.、7.、8.及び附則 24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係)</p> <p>(5) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S8</u> の 6.、7.、8.及び附則 24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係)</p> <p>ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">窓ガラスの部位</th> <th colspan="3">付される記号</th> </tr> <tr> <th>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</th> <th>UN R43-01-<u>S8</u> に基づくもの</th> <th>FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 : UN R43-01-<u>S8</u> に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I から XV までの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。</p> <p>注 2～注 4 (略)</p> <p>7-51-2～7-51-13 (略)</p>	窓ガラスの部位	付される記号			JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- <u>S8</u> に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの	(略)	(略)	(略)	(略)
窓ガラスの部位		付される記号																					
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- <u>S9</u> に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの																				
(略)	(略)	(略)	(略)																				
窓ガラスの部位	付される記号																						
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- <u>S8</u> に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの																				
(略)	(略)	(略)	(略)																				

新	旧
<p>7-52 (略)</p> <p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1～7-53-2-2 (略)</p> <p>7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。） この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p><u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(6) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTA ラベル又はプレート</u></p>	<p>7-52 (略)</p> <p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1～7-53-2-2 (略)</p> <p>7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。） この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをも って代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認 められるものであること。この場合において、当該認定証の車両 型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該 認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備 えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載され た車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づ く㊦マーク</u></p> <p><u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しな い。</u></p> <p>(7) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超 える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備 える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しよ うとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行 われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代 えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又 は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>(7) UN R51-03 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代える ことができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認 められるものであること。この場合において、当該認定証の車両 型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該 認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備 えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載され た車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51-03 に 基づく㊦マーク</u></p> <p>(8) (9) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は 交換を行っていないもの</p>	<p>(7) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超 える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備 える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) (9) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は 交換を行っていないもの</p>

新	旧
<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、<u>UN R41-04</u>又は<u>UN R51-03</u>に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) UN R41、UN R51、<u>168/2013/EEC</u>又は<u>540/2014/EEC</u>に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>(9) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることがで</p>	<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、<u>(7) ①オに掲げる規定</u>に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u>少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、<u>78/1015/EEC</u>、<u>97/24/EEC</u>又は<u>70/157/EEC</u>に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>(9) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることがで</p>

新	旧
<p>きる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S7 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(10) ~ (11) (略)</p> <p>7-53-3~7-53-13 (略)</p> <p>7-53-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-53-14-1 (略)</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>自動車(被牽引自動車を除く。)</u>の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-14-2-2 (略)</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u></p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u></p> <p><u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p><u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u></p> <p><u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の</u></p>	<p>きる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S7 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。 ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u>少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(10) ~ (11) (略)</p> <p>7-53-3~7-53-13 (略)</p> <p>7-53-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-53-14-1 (略)</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7-53-17-2-1 (2) に同じ。</u></p> <p>7-53-14-2-2 (略)</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>7-53-17-2-3 (5) に同じ。</u></p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① <u>7-53-17-2-3 (6) ①に同じ。</u></p>

新	旧
<p><u>消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u></p> <p><u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u></p> <p><u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u></p> <p><u>(イ) 株式会社 JQR</u></p> <p><u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u></p> <p><u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u></p> <p><u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u></p> <p><u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u></p> <p><u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u></p> <p><u>(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u></p> <p><u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u></p> <p><u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u></p> <p><u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u></p> <p><u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u></p> <p>② <u>次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u></p> <p><u>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u></p> <p><u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u></p> <p><u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</u></p> <p><u>(イ) 原動機の型式</u></p>	<p>② <u>7-53-17-2-3 (6) ②に同じ。</u></p> <p><u>なお、文中において、(6) は (5) に読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>(ウ) 最高出力</u></p> <p><u>(エ) 変速機の種類</u></p> <p><u>(オ) 消音器の個数</u></p> <p><u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u></p> <p><u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u></p> <p><u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u></p> <p><u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u></p> <p><u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u></p> <p><u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u></p> <p><u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(4) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u></p> <p><u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u></p> <p><u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>(ア) COC ペーパー</u></p> <p><u>(イ) WVTA ラベル又はプレート</u></p> <p><u>(ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u></p> <p><u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマーク</u></p> <p><u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u></p> <p><u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しな</u></p>	

新	旧
<p>(5) <u>次に掲げるものは、(3)の基準に影響しない消音器の改造とする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u></p> <p><u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u></p> <p><u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</u></p> <p>(6) <u>使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(3)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(3)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u></p> <p><u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(4)②アに準じて確認するものとする。</u></p> <p>7-53-15 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-53-15-1（略）</p> <p>7-53-15-2 性能要件</p> <p>7-53-15-2-1～7-53-15-2-2（略）</p> <p>7-53-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていれればよい。</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行</p>	<p>(5) <u>7-53-17-2-3 (7) に同じ。</u></p> <p><u>なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。</u></p> <p>(6) <u>7-53-17-2-3 (8) に同じ。</u></p> <p><u>なお、文中において、(5) は (4) に、(6) は (5) に読み替えるものとする。</u></p> <p>7-53-15 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-53-15-1（略）</p> <p>7-53-15-2 性能要件</p> <p>7-53-15-2-1～7-53-15-2-2（略）</p> <p>7-53-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていれればよい。</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行</p>

新	旧
<p>われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(4)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(オ) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>7-53-16 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-53-16-1 (略)</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1～7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(5)</u>①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p>	<p>われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(4)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u>少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(オ) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>7-53-16 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-53-16-1 (略)</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1～7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(4)</u>①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u>少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)の</p>

新	旧
<p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(オ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-53-17-1 (略)</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1～7-53-17-2-2 (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる消音器は、(5)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(6)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	<p>いずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(オ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-53-17-1 (略)</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1～7-53-17-2-2 (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる消音器は、(5)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(5)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u>少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>

新	旧
<p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>7-53-18 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-53-18-1 (略)</p> <p>7-53-18-2 性能要件</p> <p>7-53-18-2-1～7-53-18-2-2 (略)</p> <p>7-53-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていなければならない。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていなければならない。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p>	<p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>7-53-18 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-53-18-1 (略)</p> <p>7-53-18-2 性能要件</p> <p>7-53-18-2-1～7-53-18-2-2 (略)</p> <p>7-53-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていなければならない。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていなければならない。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p>

新	旧
<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、<u>(7)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ～ (オ) (略)</p> <p>(8) ～ (9) (略)</p> <p>7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量 <u>又は車両重量の範囲</u> は、<u>次に掲げるもの</u> でなければならない。</p> <p><u>(削除) ※7-55-1-2 (2) ②ア (7) へ移動</u></p> <p><u>(削除) ※7-55-1-2 (2) ②ア (イ) へ移動</u></p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、<u>(6)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u> 少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ～ (オ) (略)</p> <p>(8) ～ (9) (略)</p> <p>7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、<u>受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一</u> でなければならない。 <u>なお、平成 30 年規制 (WLTC モード) に適合するもの</u> にあっては、<u>受検車両の車両重量が排出ガス試験結果成績表に記載されている車両重量に次表に掲げる区分に応じた値を加えた重量又は減じた重量の範囲内</u> でなければならない。 <u>また、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モード又は WHTC 測定モードを実施した自動車にあっては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量 (空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モード又は WHTC 測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</u></p> <p>① 最大積載量が指定されている自動車にあっては、1 人の人員 (55kg とする。) が乗車し、かつ、最大積載量の 2 分の 1 (WHTC 測定モードの場合は最大積載量分) の重量を積載した状態</p> <p>② 乗車定員が 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員の 2 分の 1 (WHTC 測定モードの場合は乗車定員分) の人員 (1 人あたり 55kg とする。) が乗車した状態</p>

新	旧
<p><u>(削除) ※7-55-1-2 (2) ②ア (ウ) へ移動</u></p> <p>① <u>WLTC 測定モード並びにシャシダイナモメータを使用して測定した JE05 測定モード及び WHTC 測定モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、排出ガス測定モードごとに適用される次表において、受検車両の車両重量が該当する等価慣性重量と同一でなければならない。</u></p> <p><u>ア</u> 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モード以外の測定モードを用いた場合 <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(削除) ※表のみ 7-55-1-2 (2) ③へ移動</u></p> <p><u>イ</u> 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C <u>測定モード</u>を用いた場合 <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(削除) ※表のみ 7-55-1-2 (2) ②へ移動</u></p> <p><u>ウ</u> 二輪自動車及び側車付二輪自動車について <u>WMTC 測定モード以外の測定モード</u>を用いた場合 <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>エ</u> 二輪自動車及び側車付二輪自動車について <u>WMTC 測定モード</u>を用いた場合 <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p>② <u>シャシダイナモメータを使用した JE05 測定モード又は WHTC 測定モードで排出</u></p>	<p>③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、1 人の人員 (55kg とする。) が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の 2 分の 1 (WHTC 測定モードの場合は最大積載量分) の重量を積載した状態 (ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の 2 分の 1 (WHTC 測定モードの場合は最大積載量分) の重量を積載した状態」とあるのを、第五輪荷重が 8000kg 未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の 1.5 倍の重量を積載した状態」、第五輪荷重が 8000kg 以上の牽引自動車にあっては「17726kg を積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量</u> <u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合)</u> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について WLTC モードを用いた場合)</u> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C を用いた場合)</u> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード又は WHTC 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)</u> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外))</u> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード))</u> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、機械式慣性を使用するシャシダイナモメータで排出ガス試験を実施したものは、次表において、受検車両の試験自動車重量が該当する等価慣性重量と同一であればよいものとする。</u></p> <p><u>なお、試験自動車重量とは次に掲げる重量とする。</u></p> <p><u>ア JE05 測定モードで排出ガス試験を実施した場合の試験自動車重量は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 最大積載量が指定されている自動車にあっては、<u>空車状態の重量に最大積載量の2分の1の重量及び55kgを加えた重量</u></u></p> <p><u>(イ) 乗車定員が11人以上の自動車にあっては、<u>空車状態の重量に乗車定員の2分の1の人員に55kgを乗じて得た重量を加えた重量</u></u></p> <p><u>(ウ) セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、<u>空車状態の重量に空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量、当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態の重量及び55kgを加えた重量</u></u></p> <p><u>ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量、当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態の重量」とあるのを、第五輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態の重量」、第五輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあっては「17726kgを積載した状態の重量」と読み替えて適用することができるものとする。</u></p> <p><u>イ WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した場合の試験自動車重量は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 最大積載量が500kgを超える自動車にあっては、<u>空車状態の重量に最大積載量(セミトレーラを牽引するけん引自動車の第五輪荷重を含む。)及び55kgを加えた重量</u></u></p> <p><u>(イ) 最大積載量が500kg以下の自動車及び専ら乗用の用に供する自動車にあっては積車状態の重量</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(略)</u></p> <p><u>③ WLTC 測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている車両重量は、受検車両の車両重量に次表に掲げる区分に応じた値を加えた重量又は減じた重量の範囲内でなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">※7-55-1-2 (2) ①～③から移動</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p><u>① 最大積載量が指定されている自動車にあっては、<u>1人の人員(55kgとする。)が乗車し、かつ、最大積載量の2分の1 (WHTC 測定モードの場合は最大積載量分)の重量を積載した状態</u></u></p> <p><u>② 乗車定員が11人以上の自動車にあっては、乗車定員の2分の1 (WHTC 測定モードの場合は乗車定員分)の人員 (1人あたり55kgとする。)が乗車した状態</u></p> <p><u>③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、<u>1人の人員(55kgとする。)が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1 (WHTC 測定モードの場合は最大積載量分)の重量を積載した状態 (ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1 (WHTC 測定モードの場合は最大積載量分)の重量を積載した状態」とあるのを、第五輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態」、第五輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあっては「17726kgを積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。)</u></u></p> </div> <p style="text-align: center;">※7-55-1-2 (2) から (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード又は WHTC 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)の表を移動</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>

新	旧
<div data-bbox="320 188 1064 220" style="border: 1px solid black; text-align: center; color: red;">(略)</div> <p>(3) ~ (4) (略) 7-55-2~7-55-3 (略)</p>	<p>※7-55-1-2 (2) から (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について WLTC モードを用いた場合) の表を移動</p> <p>(3) ~ (4) (略) 7-55-2~7-55-3 (略)</p>

新					
7-55-4 適用関係の整理					
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)					
自動車の種別		最終適用時期	従前規定		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	令和2年 <u>12月</u> 31日	7-55-5 (従前規定の適用①)	
		2 サイクルの原動機を有する軽自動車	令和2年 <u>12月</u> 31日	7-55-6 (従前規定の適用②)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和2年 <u>12月</u> 31日	7-55-7 (従前規定の適用③)
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	令和2年 <u>12月</u> 31日	7-55-13 (従前規定の適用⑨)	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	令和2年 <u>12月</u> 31日	7-55-14 (従前規定の適用⑩)	
	その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	令和2年 <u>12月</u> 31日	7-55-15 (従前規定の適用⑪)	
		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

7-55-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和2年 12月 31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が令和2年 12月 31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分			7-55-1-2(1)②ア関係					7-55-1-1①ウ、オ関係					
規制年	識別記号	適用時期	測定モード(単位)	モード規制値					アイドリング規制値				
				CO	HC	NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠	
(略)													
30	3:A:A 4:B 5:L 6: 7:	平 30.10.1	(略)	<u>令3.1.1</u>	<u>令3.1.1</u>	(略)				(略)			

注1~7(略)

7-55-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和2年 12月 31日

旧					
7-55-4 適用関係の整理					
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)					
自動車の種別		最終適用時期	従前規定		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	令和2年 <u>8月</u> 31日	7-55-5 (従前規定の適用①)	
		2 サイクルの原動機を有する軽自動車	令和2年 <u>8月</u> 31日	7-55-6 (従前規定の適用②)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和2年 <u>8月</u> 31日	7-55-7 (従前規定の適用③)
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	令和2年 <u>8月</u> 31日	7-55-13 (従前規定の適用⑨)	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	令和2年 <u>8月</u> 31日	7-55-14 (従前規定の適用⑩)	
	その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	令和2年 <u>8月</u> 31日	7-55-15 (従前規定の適用⑪)	
		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

7-55-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和2年 8月 31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が令和2年 8月 31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分			7-55-1-2(1)②ア関係					7-55-1-1①ウ、オ関係				
規制年	識別記号	適用時期	測定モード(単位)	モード規制値					アイドリング規制値			
				CO	HC	NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
(略)												
30	3:A:A 4:B 5:L 6: 7:	平 30.10.1	(略)	<u>令2.9.1</u>	<u>令2.9.1</u>	(略)				(略)		

注1~7(略)

7-55-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和2年 8月 31日

新													
日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が令和2年12月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。													
この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。													
適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車													
規制年	識別記号	区分			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)②ア関係					7-55-1-1①ア関係		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	アイドリング規制値	適用関係告示根拠
(略)													
30	3:A:A 4:B 5:L 6: 7:	平	30.10.1										(略)

旧													
日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が令和2年8月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。													
この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。													
適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車													
規制年	識別記号	区分			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)②ア関係					7-55-1-1①ア関係		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	アイドリング規制値	適用関係告示根拠
(略)													
30	3:A:A 4:B 5:L 6: 7:	平	30.10.1										(略)

注1～3(略)

注1～3(略)

7-55-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、令和2年12月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が令和2年12月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分													
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)②イ関係					7-55-1-1①オ関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	アイドリング規制値	適用関係告示根拠
(略)													
30	3:A:E 4:B 5:L 6: 7:	平	30.10.1										(略)

注1～6(略)

7-55-8～7-55-12(略)

7-55-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合に

7-55-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、令和2年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が令和2年8月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分													
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)②イ関係					7-55-1-1①オ関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	アイドリング規制値	適用関係告示根拠
(略)													
30	3:A:E 4:B 5:L 6: 7:	平	30.10.1										(略)

注1～6(略)

7-55-8～7-55-12(略)

7-55-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合に

新													
において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
〔適用表⑨-1〕													
(1)～(4) (略)													
〔適用表⑨-2〕													
(5)～(6) (略)													
適用表⑨-1 (略)													
適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車													
区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM				
(略)													
30	3 : C : A 4 : D 5 : M 6 7	平 30.10.1	令 3.1.1	令 3.1.1	(略)					(略)			

注1～4 (略)

7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて車両総重量3.5t以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1)～(4) (略)

〔適用表⑩-2〕

(5)～(6) (略)

適用表⑩-1 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

新													
において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
〔適用表⑩-1〕													
(1)～(4) (略)													
〔適用表⑩-2〕													
(5)～(6) (略)													
適用表⑩-1 (略)													
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車													
区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM				
(略)													
30	3 : C : A 4 : D 5 : M 6 7	平 30.10.1	令 3.1.1	令 3.1.1	(略)					(略)			

注1～4 (略)

7-55-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月

旧													
において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
〔適用表⑨-1〕													
(1)～(4) (略)													
〔適用表⑨-2〕													
(5)～(6) (略)													
適用表⑨-1 (略)													
適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車													
区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM				
(略)													
30	3 : C : A 4 : D 5 : M 6 7	平 30.10.1	令 2.9.1	令 2.9.1	(略)					(略)			

注1～4 (略)

7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて車両総重量3.5t以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1)～(4) (略)

〔適用表⑩-2〕

(5)～(6) (略)

適用表⑩-1 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

旧													
において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
〔適用表⑩-1〕													
(1)～(4) (略)													
〔適用表⑩-2〕													
(5)～(6) (略)													
適用表⑩-1 (略)													
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車													
区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM				
(略)													
30	3 : C : A 4 : D 5 : M 6 7	平 30.10.1	令 2.9.1	令 2.9.1	(略)					(略)			

注1～4 (略)

7-55-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月

新																																																			
<p>1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>[適用表⑩-1] (1)～(4) (略)</p> <p>[適用表⑩-2] (5)～(6) (略)</p> <p>適用表⑩-1 (略)</p> <p>適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">測定モード (単位)</th> <th colspan="5">7-55-1-2 (1) ④イ関係</th> <th colspan="2">7-55-1-1②関係</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新型生産車</th> <th>継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)</th> <th>輸入自動車</th> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>備考</th> <th>適用関係告示根拠</th> <th>光吸収係数規制値(m⁻¹)</th> <th>適用関係告示根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>3 : C : E 4 : D 5 : M 6 : 7 :</td> <td>平</td> <td>令 3.1.1</td> <td>令 3.1.1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1～4 (略)</p> <p>7-55-16～7-55-30 (略)</p>													規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④イ関係					7-55-1-1②関係		備考	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	30	3 : C : E 4 : D 5 : M 6 : 7 :	平	令 3.1.1	令 3.1.1	(略)								(略)
規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④イ関係					7-55-1-1②関係				備考																																				
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠																																						
30	3 : C : E 4 : D 5 : M 6 : 7 :	平	令 3.1.1	令 3.1.1	(略)								(略)																																						

旧																																																			
<p>1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>[適用表⑩-1] (1)～(4) (略)</p> <p>[適用表⑩-2] (5)～(6) (略)</p> <p>適用表⑩-1 (略)</p> <p>適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">測定モード (単位)</th> <th colspan="5">7-55-1-2 (1) ④イ関係</th> <th colspan="2">7-55-1-1②関係</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新型生産車</th> <th>継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)</th> <th>輸入自動車</th> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>備考</th> <th>適用関係告示根拠</th> <th>光吸収係数規制値(m⁻¹)</th> <th>適用関係告示根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>3 : C : E 4 : D 5 : M 6 : 7 :</td> <td>平</td> <td>令 2.9.1</td> <td>令 2.9.1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1～4 (略)</p> <p>7-55-16～7-55-30 (略)</p>													規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④イ関係					7-55-1-1②関係		備考	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	30	3 : C : E 4 : D 5 : M 6 : 7 :	平	令 2.9.1	令 2.9.1	(略)								(略)
規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④イ関係					7-55-1-1②関係				備考																																				
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠																																						
30	3 : C : E 4 : D 5 : M 6 : 7 :	平	令 2.9.1	令 2.9.1	(略)								(略)																																						

新	旧
<p>7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1～7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1)～(7) (略) (8) 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、7-56-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）</p> <p>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 2 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 2 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p>イ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>ウ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>② 車両総重量が 7.5t を超える自動車（③の自動車を除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>令和元年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p>	<p>7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1～7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1)～(7) (略) (8) 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、7-56-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）</p> <p>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであって令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 2 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 2 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であって令和元年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</u></p> <p><u>イ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p><u>ウ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>③ <u>車両総重量 7.5t を超える</u>第五輪荷重を有する牽引自動車であって、<u>次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</u></p> <p><u>イ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p><u>ウ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>7-56-5～7-56-11 (略)</p> <p>7-56-12 従前規定の適用⑧</p> <p>軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）</p> <p>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の<u>自動車</u>であって、<u>次に掲げるもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ <u>第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるもの</u>であって<u>令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>7-56-5～7-56-11 (略)</p> <p>7-56-12 従前規定の適用⑧</p> <p>軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって①から③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）</p> <p>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の<u>もの</u>であって<u>令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 2 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 2 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式</u></p>

新	旧
<p>ア <u>令和3年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和2年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和2年9月30日以前に平成27年7月1日付け国土交通省告示第826号による改正後の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p>イ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年8月31日以前のもの</u></p> <p>ウ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年8月31日以前のもの</u></p> <p>② <u>車両総重量が7.5tを超える自動車（③の自動車を除く。）であって、次に掲げるもの</u></p>	<p><u>故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② <u>車両総重量が7.5tを超えるもの（③の自動車を除く。）であって令和元年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成30年9月30日以前に平成27年7月1日付け国土交通省告示第826号による改正後の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u> <u>（新設）</u></p>
<p>ア <u>令和元年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成30年9月30日以前に平成27年7月1日付け国土交通省告示第826号による改正後の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p>イ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年8月31日以前のもの</u></p> <p>ウ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年8月31日以前のもの</u></p> <p>③ <u>車両総重量7.5tを超える第五輪荷重を有する牽引自動車であって、次に掲げるもの</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ <u>第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量7.5tを超えるものであって令和2年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年9月30日以前に平成27年7月1日付け国土交通省告示第826号による改正後の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p>

新	旧
<p><u>ア 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>イ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>ウ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>7-56-12-1 (略)</p>	<p>7-56-12-1 (略)</p>
<p>7-56-13 (略)</p>	<p>7-56-13 (略)</p>
<p>7-57～7-61 (略)</p>	<p>7-57～7-61 (略)</p>
<p>7-62 走行用前照灯</p>	<p>7-62 走行用前照灯</p>
<p>7-62-1～7-62-3 (略)</p>	<p>7-62-1～7-62-3 (略)</p>
<p>7-62-4 適用関係の整理</p>	<p>7-62-4 適用関係の整理</p>
<p>(1) ～ (4)</p>	<p>(1) ～ (4)</p>
<p>(5) 令和 2 年 <u>9 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-62-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。</p>	<p>(5) 令和 2 年 <u>6 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-62-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>7-62-5～7-62-8 (略)</p>	<p>7-62-5～7-62-8 (略)</p>
<p>7-62-9 従前規定の適用⑤</p>	<p>7-62-9 従前規定の適用⑤</p>
<p>令和 2 年 <u>9 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。</p>	<p>令和 2 年 <u>6 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>7-62-9-1～7-62-9-3 (略)</p>	<p>7-62-9-1～7-62-9-3 (略)</p>
<p>7-63 すれ違い用前照灯</p>	<p>7-63 すれ違い用前照灯</p>
<p>7-63-1～7-63-3 (略)</p>	<p>7-63-1～7-63-3 (略)</p>
<p>7-63-4 適用関係の整理</p>	<p>7-63-4 適用関係の整理</p>
<p>(1) ～ (6) (略)</p>	<p>(1) ～ (6) (略)</p>
<p>(7) 令和 2 年 <u>9 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-63-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。</p>	<p>(7) 令和 2 年 <u>6 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-63-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>7-63-5～7-63-10 (略)</p>	<p>7-63-5～7-63-10 (略)</p>
<p>7-63-11 従前規定の適用⑦</p>	<p>7-63-11 従前規定の適用⑦</p>

新	旧
<p>令和 2 年 <u>9 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>①（略）</p> <p>7-63-11-1～7-63-11-3（略）</p> <p>7-64～7-75（略）</p> <p>7-76 番号灯 7-76-1（略） 7-76-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係）</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R148-00-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 11.（クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R148-00-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 11.（クラス 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（クラス 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②（略） ③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-76-3～7-76-6（略）</p> <p>7-77 尾灯 7-77-1（略） 7-77-2 性能要件 7-77-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、</p>	<p>令和 2 年 <u>6 月</u> 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>①（略）</p> <p>7-63-11-1～7-63-11-3（略）</p> <p>7-64～7-75（略）</p> <p>7-76 番号灯 7-76-1（略） 7-76-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係）</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R148-00 の 4. 及び 5. 11.（クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R148-00 の 4. 及び 5. 11.（クラス 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（クラス 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②（略） ③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-76-3～7-76-6（略）</p> <p>7-77 尾灯 7-77-1（略） 7-77-2 性能要件 7-77-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、</p>

新	旧
<p>かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面 <u>（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては内側方向 20° の平面）</u> 及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものについては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 80° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-2-2 (略)</p> <p>7-77-3～7-77-10 (略)</p> <p>7-78～7-98 の 2 (略)</p> <p>7-98 の 3 事故自動緊急通報装置</p> <p>7-98 の 3-1 (略)</p> <p>7-98 の 3-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p>事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係)</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車であって、令和 3 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあっては、令和 6 年 7 月 1 日）以降に製作された自動車は、「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 51 条の 4 第 2 項関係）</u></p>	<p>かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものについては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 80° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-2-2 (略)</p> <p>7-77-3～7-77-10 (略)</p> <p>7-78～7-98 の 2 (略)</p> <p>7-98 の 3 事故自動緊急通報装置</p> <p>7-98 の 3-1 (略)</p> <p>7-98 の 3-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p>事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係)</p>

新	旧
<p>① <u>令和元年12月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和2年1月1日から令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和2年1月1日から令和6年6月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> <u>イ 令和2年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車であって、令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日）以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和2年1月1日から令和6年6月30日）以前のもの</u></p> <p>7-98の3-3（略） 7-98の3-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-98の3-5①の規定を適用する。（適用関係告示第51条の4第1項関係） ①（略） ② <u>令和2年1月1日から令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和2年1月1日から令和6年6月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア～イ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日）以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日）以前のもの</u></p> <p>7-98の3-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故自動緊急通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第51条の4第1項関係） ①（略） ② <u>令和2年1月1日から令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和2年1月1日から令和6年6月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア～イ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査</u></p>	<p>7-98の3-3（略） 7-98の3-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-98の3-5①の規定を適用する。（適用関係告示第51条の4項関係） ①（略） ② <u>令和2年1月1日から令和3年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア～イ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年6月30日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年6月30日以前のもの</u></p> <p>7-98の3-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故自動緊急通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第51条の4項関係） ①（略） ② <u>令和2年1月1日から令和3年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア～イ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査</u></p>

新	旧
<p>証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 6 月 30 日 <u>（輸入された自動車にあっては、令和 6 年 6 月 30 日）</u> 以前のものの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 6 月 30 日 <u>（輸入された自動車にあっては、令和 6 年 6 月 30 日）</u> 以前のものの</p> <p>7-98 の 4（略）</p> <p>7-99 後写鏡 7-99-1～7-99-3（略） 7-99-4 適用関係の整理 (1)～(3)（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-99-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 52 条第 5 項） ①（略） ② 令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>7-99-5～7-99-7（略） 7-99-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 5 項） ①（略） ② 令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>7-99-8-1～7-99-8-3（略）</p> <p>7-100～7-103（略）</p> <p>7-103 の 2 内圧容器及びその附属装置 7-103 の 2-1（略）</p> <p>7-104 自動運行装置 7-104-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第 48 条第 1 項関係）</p>	<p>証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 6 月 30 日以前のものの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 6 月 30 日以前のものの</p> <p>7-98 の 4（略）</p> <p>7-99 後写鏡 7-99-1～7-99-3（略） 7-99-4 適用関係の整理 (1)～(3)（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-99-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 52 条第 5 項） ①（略） ② 令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） <u>（新設）</u></p> <p>7-99-5～7-99-7（略） 7-99-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 5 項） ①（略） ② 令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） <u>（新設）</u></p> <p>7-99-8-1～7-99-8-3（略）</p> <p>7-100～7-103（略）</p> <p>7-104 内圧容器及びその附属装置 7-104-1（略） <u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>7-104-2 性能要件</p> <p>7-104-2-1 テスタ等による審査 なし。</p> <p>7-104-2-2 視認等による審査 なし。</p> <p>7-104-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。</p> <p>② 運転者の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動するものであり、かつ、運転者の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。</p> <p>③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。</p> <p>④ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。</p> <p>⑤ 走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が③又は④の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>⑥ ③の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、③及び⑤の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、③の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。</p> <p>⑦ 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。</p> <p>⑧ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑤及び⑥の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。</p>	

新	旧
<p>⑨ <u>次に掲げる場合において、自動運行装置が作動しないものであること。</u> <u>ア 走行環境条件を満たしていない場合</u> <u>イ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合</u></p> <p>⑩ <u>自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者に表示するものであること。</u> <u>また、当該表示は運転者が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。</u></p> <p>⑪ <u>自動運行装置の作動中、運転者が③の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。</u> <u>また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。</u></p> <p>⑫ <u>自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。</u></p> <p>⑬ <u>自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。</u></p> <p>⑭ <u>高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が 60km/h 以下であるものに限る。）にあつては、細目告示別添 122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。</u></p> <p>⑮ <u>自動運行装置に備える作動状態記録装置は、細目告示別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる自動運行装置及び 4-21-3 の規定により走行環境条件付与書の提示があつた自動車に備える自動運行装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>この場合において、「その機能を損なうおそれのある損傷等」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている自動運行装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき自動運行装置の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置</u></p> <p>7-104-3 欠番 7-104-4 欠番</p>	

新	旧
<p>7-105～7-113 (略)</p> <p>7-114 乗車定員</p> <p>7-114-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-S17 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S17 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略)</p> <p>7-114-5 従前規定の適用</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>①～④</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ</p> <p>ウ UN R44-04-S17 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S17 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115～7-116 (略)</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使</p>	<p>7-105～7-113 (略)</p> <p>7-114 乗車定員</p> <p>7-114-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-S16 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S16 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略)</p> <p>7-114-5 従前規定の適用</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>①～④</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ</p> <p>ウ UN R44-04-S16 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S16 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115～7-116 (略)</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使</p>

新	旧
<p>用過程車) 8-1～8-24 (略)</p> <p>8-25 電気装置 8-25-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (大型特殊自動車を除く。) の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものであること。 この場合において、電気装置の機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 177 条第 2 項関係)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 177 条第 5 項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 1 号)</p> <p>② 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。 ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細目告示第 177 条第 5 項第 2 号) ア～ウ (略) 図 (略)</p> <p>③ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあつては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 4 号)</p> <p>④ 原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するために活電部に備えられた電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等はその機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 5 号)</p>	<p>用過程車) 8-1～8-24 (略)</p> <p>8-25 電気装置 8-25-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (大型特殊自動車を除く。) の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものであること。 この場合において、電気装置の機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 177 条第 2 項)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 177 条第 3 項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 3 項第 1 号)</p> <p>② 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。 ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細目告示第 177 条第 3 項第 2 号) ア～ウ (略) 図 (略)</p> <p>③ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあつては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第 177 条第 3 項第 4 号)</p> <p>④ 原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するために活電部に備えられた電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等はその機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 3 項第 5 号)</p>

新	旧
<p>⑤ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 6 号)</p> <p>⑥ 充電系連結システムの活電部の保護は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 7 号)</p> <p>⑦ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び 7-25-1-1 (4) の自動車を除く。)が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第 177 条第 5 項第 10 号)</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられていること。(細目告示第 177 条第 5 項第 11 号)</p> <p><u>(4) 自動運行装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 177 条第 3 項関係)</u></p> <p><u>(5) 自動運行装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等の適切な改変を確保できるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 177 条第 4 項関係)</u></p> <p><u>(6) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。</u></p> <p>この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 177 条第 6 項関係)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>8-25-2~8-25-4 (略)</p> <p>8-26~8-31 (略)</p>	<p>⑤ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 3 項第 6 号)</p> <p>⑥ 充電系連結システムの活電部の保護は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 3 項第 7 号)</p> <p>⑦ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び 7-25-1-1 (4) の自動車を除く。)が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第 177 条第 3 項第 10 号)</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられていること。(細目告示第 177 条第 3 項第 11 号)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。</u></p> <p>この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 177 条第 4 項関係)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>8-25-2~8-25-4 (略)</p> <p>8-26~8-31 (略)</p>

新	旧
<p>8-32 車体表示 8-32-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。 <u>この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。</u>（保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 178 条第 16 項） ① <u>最大積載量にあっては、kg 又は t</u> ② <u>最大積載容積にあっては、L 又は m³</u> (2) ～ (3) (略)</p> <p>8-32-2～8-32-4 (略)</p> <p>8-33 (略)</p> <p>8-34 突入防止装置 8-34-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係） (1) (略) (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は (1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が<u>後軸の車輪の最外側</u>の幅を超えているものにあつては、この限りでない。 ②～⑤ (略) (例) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>8-32 車体表示 8-32-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 178 条第 16 項）</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>8-32-2～8-32-4 (略)</p> <p>8-33 (略)</p> <p>8-34 突入防止装置 8-34-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係） (1) (略) (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は (1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が<u>後車軸</u>の幅を超えているものにあつては、この限りでない。 ②～⑤ (略) (例) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S1 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p>	<p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p>
<p>8-34-2～8-34-4 (略)</p>	<p>8-34-2～8-34-4 (略)</p>
<p>8-35～8-103 (略)</p>	<p>8-35～8-103 (略)</p>
<p>8-103 の 2 内圧容器及びその附属装置 8-103 の 2-1 (略)</p>	<p>8-104 内圧容器及びその附属装置 8-104-1 (略)</p>
<p>8-104 自動運行装置 8-104-1 装備要件 <u>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には自動運行装置を備えることができる。(保安基準第 48 条第 1 項関係)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>8-104-2 性能要件 8-104-2-1 テスタ等による審査</p>	
<p><u>なし。</u></p>	
<p>8-104-2-2 視認等による審査</p>	
<p><u>(1) 自動運行装置の作動中、確実に機能するものであること。</u></p>	
<p><u>(2) 自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものは、(1) の基準に適合しないものとする。</u> <u>この場合において、「自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。</u></p>	
<p>8-104-2-3 書面等による審査 <u>なし。</u></p>	
<p>8-104-3 欠番</p>	
<p>8-104-4 欠番</p>	
<p>8-105～8-116 (略)</p>	<p>8-105～8-116 (略)</p>
<p>第 9 章～第 11 章 (略)</p>	<p>第 9 章～第 11 章 (略)</p>
<p>別表 1～別表 9 (略)</p>	<p>別表 1～別表 9 (略)</p>
<p>様式 1～様式 13 (略)</p>	<p>様式 1～様式 13 (略)</p>
<p>別添 1 (略)</p>	<p>別添 1 (略)</p>

新	旧
<p>別添 2 (4-13 関係)</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>附則 1</p> <p style="text-align: center;">当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 届出書等の記載要領等</p> <p>4. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車 (4. 1. (3) ②) に該当するものに限る。) 又は新型届出自動車については、「当該型式・類別 (類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(記載例) 燃料タンク増設、カブラ変更 (固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブーフ架装、リヤコンビランプ交換 (尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3 列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、<u>自動運行装置の取付・変更・取外し</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。</u></p> <p>(11) ～ (12) (略)</p> <p>4. 2. ～4. 15. (略)</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>附則 2</p> <p style="text-align: center;">事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p>	<p>別添 2 (4-13 関係)</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>附則 1</p> <p style="text-align: center;">当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 届出書等の記載要領等</p> <p>4. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車 (4. 1. (3) ②) に該当するものに限る。) 又は新型届出自動車については、「当該型式・類別 (類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(記載例) 燃料タンク増設、カブラ変更 (固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブーフ架装、リヤコンビランプ交換 (尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3 列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(11) ～ (12) (略)</p> <p>4. 2. ～4. 15. (略)</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>附則 2</p> <p style="text-align: center;">事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p>

新	旧
<p>7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1)～(6)（略） (7)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（7.1.（3）②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①～③（略） （記載例）燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、<u>自動運行装置の取付・変更・取外し</u></p> <p>(8)（略） (9)次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑧（略） ⑨ <u>自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。</u></p> <p>(10)～(11)（略）</p>	<p>7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1)～(6)（略） (7)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（7.1.（3）②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①～③（略） （記載例）燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更</p> <p>(8)（略） (9)次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑧（略） <u>（新設）</u></p> <p>(10)～(11)（略）</p>
<p>8.～10.（略） 附則3 事前提出書面の審査 （使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車））</p> <p>1.～6.（略） 7. 届出書等の記載要領等 7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1)～(4)（略） (5)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（附則2の7.1.（3）②に該当する</p>	<p>8.～10.（略） 附則3 事前提出書面の審査 （使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車））</p> <p>1.～6.（略） 7. 届出書等の記載要領等 7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1)～(4)（略） (5)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（附則2の7.1.（3）②に該当する</p>

新	旧																																
<p>ものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(記載例) 燃料タンク増設、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、前部霧灯取外し、<u>自動運行装置の取付・変更・取外し</u></p> <p>(6)(略)</p> <p><u>(7) 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が「その他」欄に記載されていること。</u></p> <p><u>(8)～(9)</u>(略)</p> <p>7.2.～7.16.(略)</p> <p>8.～10.(略)</p> <p>附則4(略)</p> <p>第1号様式～第10-3号様式(略)</p> <p>別表第1(略)</p> <p>別紙1(略)</p> <p>別添3(4-14関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～2.(略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料</p> <p>本則4-14(2)で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>走行環境条件付与書(写)</u></td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考(1)(略)</p> <p><u>(2) ※は、自動運行装置を備える自動車は○印、それ以外の場合には一印とする。</u></p> <p><u>(3)～(6)</u>(略)</p> <p>3.2.(略)</p> <p>4.～5.(略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる</p>	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>走行環境条件付与書(写)</u>	※	※		(略)	(略)	(略)	<p>ものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(記載例) 燃料タンク増設、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、前部霧灯取外し</p> <p>(6)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)～(8)</u>(略)</p> <p>7.2.～7.16.(略)</p> <p>8.～10.(略)</p> <p>附則4(略)</p> <p>第1号様式～第10-3号様式(略)</p> <p>別表第1(略)</p> <p>別紙1(略)</p> <p>別添3(4-14関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～2.(略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料</p> <p>本則4-14(2)で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考(1)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(5)</u>(略)</p> <p>3.2.(略)</p> <p>4.～5.(略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる</p>	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)																															
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	<u>走行環境条件付与書(写)</u>	※	※																														
	(略)	(略)	(略)																														
(略)		(略)																															
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																														
	(略)	(略)	(略)																														

新	旧
<p>規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式) 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.6. (略)</p> <p>6.2.7. 「原動機の型式」欄 (1) 原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ①～④ (略) ⑤ 原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであって、当該原動機打刻番号等に係る資料により当該並行輸入自動車に搭載されている原動機であることが判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等 <u>(最大24桁までとする。)</u></p> <p>(2) (1) ①の原動機であって、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機の型式が読み替えにより相違しているものは、(1) ③から⑤ <u>まで</u>により判定する。 【例】(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6.2.8.～6.2.11. (略)</p> <p><u>6.2.12. 「自動運行装置」欄</u> <u>自動運行装置の有無について、いずれかに○印が付されていること。</u></p> <p>6.3.～6.9. (略)</p> <p>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等 平成29年1月1日以降に製作された二輪自動車及び令和4年9月1日以降(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあっては令和5年9月1日以降)に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)について適用する。 なお、6.2.9.(2)の旨が記載されている場合についても適用するものとする。 (1) 次に掲げるいずれかにより、本則7-53-2-3(1)②又は③(本則7-53-17-2-3(1)②)の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。 ①～⑦ (略) (2)～(8) (略)</p> <p>6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) (略) (2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について、別表第1に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る部位に変更がない場合に限り、(1)⑧の書面として取扱うものとする。 <u>ただし、少数生産車の場合には、「COCペーパー」、「WVTAラベル又はプレート」及</u></p>	<p>規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式) 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.6. (略)</p> <p>6.2.7. 「原動機の型式」欄 (1) 原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ①～④ (略) ⑤ 原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであって、当該原動機打刻番号等に係る資料により当該並行輸入自動車に搭載されている原動機であることが判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等 <u>(8桁を超えるものは、1桁目から8桁目までの原動機打刻番号等とする。)</u></p> <p>(2) (1) ①の原動機であって、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機の型式が読み替えにより相違しているものは、(1) ③から⑤により判定する。 【例】(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6.2.8.～6.2.11. (略) <u>(新設)</u></p> <p>6.3.～6.9. (略)</p> <p>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等 平成29年1月1日以降に製作された二輪自動車及び令和4年9月1日以降(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあっては令和5年9月1日以降)に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)について適用する。 なお、6.2.9.(2)の旨が記載されている場合についても適用するものとする。 (1) 次に掲げるいずれかにより、本則7-53-2-3(1)②又は③(本則7-53-17-2-3(1)②)の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、<u>欧州連合指令に基づく</u>少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。 ①～⑦ (略) (2)～(8) (略)</p> <p>6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) (略) (2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について、別表第1に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る部位に変更がない場合に限り、(1)⑧の書面として取扱うものとする。</p>

新	旧
<p><u>び「EU加盟国の自動車検査証等」は適用しない。</u></p> <p>(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等 <u>(本則 7-104-2-3 (1)、細目告示別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準及び細目告示別添 121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準に掲げる基準を除く。)</u>に係る (1) の書面に代えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>6. 13. ～6. 14. (略)</p> <p>6. 15. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書 本則 7-6-1 (3) ②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、<u>次のいずれかに掲げる自動車</u>にあっては、書面を省略することができる。 <u>① 本則 7-6-1 (5) に掲げるもの</u> <u>② 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが 2.0m 以下のもの</u> <u>③ 車両総重量が 3.5t 以下、かつ、高さが 2.0m 以下の被牽引自動車</u></p> <p>6. 16. <u>走行環境条件付与書（写）</u> <u>(1) 走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号と同一であること。</u> <u>(2) 現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。</u></p> <p>6. 17. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。 <u>この場合において、最遠軸距が 5.0m 以下の自動車にあっては、最小回転半径計算書を省略することができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. <u>(5)</u> に掲げる構造に該当する場合には、同別添附則 4 の 3.1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあっては同附則に準じて行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7. 書面審査の決裁等</p> <p>7. 1. 書面審査結果の起案</p> <p>(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分毎に定める様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 <u>この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面に代えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>6. 13. ～6. 14. (略)</p> <p>6. 15. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書 本則 7-6-1 (3) ②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、<u>本則 7-6-1 (5)</u> に掲げる自動車にあっては、書面を省略することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6. 16. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. <u>(4)</u> に掲げる構造に該当する場合には、同別添附則 4 の 3.1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあっては同附則に準じて行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7. 書面審査の決裁等</p> <p>7. 1. 書面審査結果の起案</p> <p>(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分毎に定める様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新				旧			
7.2.～7.4. (略) 8.～9. (略) 別表第1 (別添3の6.12.関係)				7.2.～7.4. (略) 8.～9. (略) 別表第1 (別添3の6.12.関係)			
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例	保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	細目告示別添6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	(略)	第11条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	細目告示別添6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	(略)
		細目告示別添6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準 (乗用車 H21.9.1～、 貨物車 H28.4.1～)	① <u>COC ペーパー</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② <u>WTA ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R12 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R12 に基づくⓉマークを撮影した写真等</u> ◇ <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R12</u>			(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第12条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	UN R131-00 トラック・バスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	(略)	第12条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	UN R131-00 衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	(略)
		UN R131-01 トラック・バスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	(略)			UN R131-01 衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	(略)
		UN R152-00 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M ₁ 又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② <u>WTA ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・M ₁ 又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R152-00 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R152-00 に基づくⓉマークを撮影した写真等</u>			(新設)	(新設)
7-16	(略)	(略)	(略)	7-16	(略)	(略)	(略)

新				旧			
	乗用車の制 動装置	UN R152-00 乗用車等の衝突被害 軽減制動制御装置に 係る協定規則	① COC ペーパー ・M ₁ 又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写 真等+車両型式認可を受けた時点のカテ ゴリが確認できる資料 ・M ₁ 又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R152-00 に基づく認定証 ④ UN R152-00 に基づくⒺマークを撮影し た写真等		乗用車の制 動装置	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 15 条 燃料装置	7-22 燃料装置	UN R34-03 車両火災の防止に係 る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ <u>又は</u> N カテゴリのものに 限る。 ②～④ (略)	第 15 条 燃料装置	7-22 燃料装置	UN R34-03 車両火災の防止に係 る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ、N カテゴリ <u>又は</u> 0 <u>カテ ゴリ</u> のものに限る。 ②～④ (略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(削除)	(削除)			UN R94-02 オフセット前面衝突 時の乗員保護に係る 協定規則	① COC ペーパー ・M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写 真等+車両型式認可を受けた時点のカテ ゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-02 に基づく認定証 ④ UN R94-02 に基づくⒺマークを撮影した 写真等
		(略)	(略)			UN R135-00 ポールとの側面衝突 時の乗員保護に係る 協定規則	① COC ペーパー ・M ₁ カテゴリ又はN ₁ カテゴリのものに 限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写 真等+車両型式認可を受けた時点のカテ ゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリ又はN ₁ カテゴリのものに 限る。 ③ UN R135-00 に基づく認定証 ④ UN R135-00 に基づくⒺマークを撮影し た写真等
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-24 高圧ガスの 燃料装置	UN R134-00 <u>圧縮水素ガス燃料自 動車</u> に係る協定規則	(略)	第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-24 高圧ガスの 燃料装置	UN R134-00 <u>水素燃料自動車の安 全基準</u> に係る協定規 則	(略)

新				旧			
		(削除)	(削除)			UN R135-00 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M ₁ カテゴリ又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリ又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-00 に基づく認定証 ④ UN R135-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 17 条の 2 電気装置	7-25 電気装置	(略)	(略)	第 17 条の 2 電気装置	7-25 電気装置	(略)	(略)
		細目告示別添 120 サイバーセキュリティシステムの技術基準	---			(新設)	(新設)
		細目告示別添 121 プログラム等変更システムの技術基準	---			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 32 条 前照灯等	7-64 配光可変型前照灯	(略)	(略)	第 32 条 前照灯等	7-64 配光可変型前照灯	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R149-00 照射灯火の統一規定に係る協定規則（配光可変型前照灯に係る部分に限る。）	(略)			UN R149 照射灯火の統一規定に係る協定規則（配光可変型前照灯に係る部分に限る。）	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 48 条 自動運行装置	7-104 自動運行装置	保安基準第 48 条に定める基準	---	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ~ (2) (略) (3) 少数生産車の場合には、「COC ペーパー」、「WVTA ラベル又はプレート」及び「EU 加盟国の自動車検査証等」は適用しない。 (4) (略)				備考 (1) ~ (2) (略) (3) 欧州連合指令に基づく少数生産車の場合には、「COC ペーパー」、「WVTA ラベル又はプレート」及び「EU 加盟国の自動車検査証等」は適用しない。 (4) (略)			
別表 2 (略)				別表 2 (略)			

新							
別表第3 (別添3の別表第1関係)							
UN R78-03 (二輪車等の制動装置) 及び UN R60-00 (二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等) に適合している自動車一覧表							
(1) 川崎重工業株式会社							
型式	モデル名 (通称名)	原動機の型式	打刻様式 (太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
EJ800A	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800AAA000000</u>	欧州		○	—
EJ800B	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800BBA000000</u> <u>JKBEJCB1*KA000000</u>	欧州 カナダ		○	○
EJ800C	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800BCA000000</u> <u>JKBEJCC1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○
EJ800D	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800BDA000000</u> <u>JKBEJCD1*LA000000</u>	欧州 米国		○	○
EN650A	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650AADA00000</u> <u>JKAENEA1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650ABDA00000</u> <u>JKAENEB1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650C	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650CCDA00000</u> <u>JKAENEC1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	—
EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DDDA00000</u> <u>JKAENED1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650EEDA00000</u> <u>JKAENEE1*HDA00000</u>	欧州 アジア 米国		○	—
ER300A	Z300	EX300AE	<u>JKAER300AADA00000</u>	欧州		○	○
ER300B	Z300 ABS	EX300AE	<u>JKAER300ABDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
ER400D	Z400	EX400GE	<u>JKAER400DDDA00000</u> <u>JKAERKD1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○
ER650C	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650CCDA00000</u> <u>JKAEREC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	—
ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650CDDA00000</u>	欧州		○	—
ER650E	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650EEDA00000</u>	欧州		○	—
ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650EFDA00000</u>	欧州		○	—
ER650G	Z650	ER650AE	<u>JKAER650GGDA00000</u> <u>JKAEREG1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	○
ER650H	Z650 ABS	ER650AE	<u>JKAER650HDA00000</u> <u>JKAEREH1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
ER650K	Z650	ER650KE	<u>ML5ER650KKDA00000</u> <u>ML5EREK1*LA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
EX300A	Ninja 300	EX300AE	<u>JKAEX300AADA00000</u> <u>JKAEX8A1*EDA00000</u>	欧州 米国・アジア		○	○
EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	<u>JKAEX300ABDA00000</u> <u>JKAEX8B1*EDA00000</u>	欧州 米国・アジア		○	○
EX400G	Ninja 400	EX400GE	<u>JKAEX400GGDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	<u>JKAEX400JJDA00000</u>	アジア		○	○
EX650C	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650CCDA00000</u> <u>JKAEXEC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	—
EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650CDDA00000</u>	欧州		○	—
EX650E	ER-6f Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650EEDA00000</u> <u>JKAEXEE1*CDA00000</u>	欧州 米国		○	—
EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650EFDA00000</u>	欧州		○	—
EX650J	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650JJDA00000</u> <u>JKAEXEJ1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	○
EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	<u>JKAEX650KKDA00000</u> <u>JKAEXEK1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
EX650M	Ninja 650	ER650KE	<u>ML5EX650MMDA00000</u> <u>ML5EXEM1*LA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	<u>JKALE300CCDA00000</u> <u>JKALE8C1*HDA00000</u>	欧州 米国		○	○

旧							
別表第3 (別添3の別表第1関係)							
UN R78-03 (二輪車等の制動装置) 及び UN R60-00 (二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等) に適合している自動車一覧表							
(1) 川崎重工業株式会社							
型式	モデル名 (通称名)	原動機の型式	打刻様式 (太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
EJ800A	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800AAA000000</u>	欧州		○	—
(新設)							
(新設)							
(新設)							
EN650A	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650AADA00000</u> <u>JKAENEA1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650ABDA00000</u> <u>JKAENEB1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650C	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650CCDA00000</u> <u>JKAENEC1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	—
EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DDDA00000</u> <u>JKAENED1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650EEDA00000</u> <u>JKAENEE1*HDA00000</u>	欧州 アジア 米国		○	—
ER300A	Z300	EX300AE	<u>JKAER300AADA00000</u>	欧州		○	○
ER300B	Z300 ABS	EX300AE	<u>JKAER300ABDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
(新設)							
ER650C	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650CCDA00000</u> <u>JKAEREC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	—
ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650CDDA00000</u>	欧州		○	—
ER650E	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650EEDA00000</u>	欧州		○	—
ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650EFDA00000</u>	欧州		○	—
ER650G	Z650	ER650AE	<u>JKAER650GGDA00000</u> <u>JKAEREG1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	○
ER650H	Z650 ABS	ER650AE	<u>JKAER650HDA00000</u> <u>JKAEREH1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
(新設)							
EX300A	Ninja 300	EX300AE	<u>JKAEX300AADA00000</u> <u>JKAEX8A1*EDA00000</u>	欧州 米国・アジア		○	○
EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	<u>JKAEX300ABDA00000</u> <u>JKAEX8B1*EDA00000</u>	欧州 米国・アジア		○	○
EX400G	Ninja 400	EX400GE	<u>JKAEX400GGDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	<u>JKAEX400JJDA00000</u>	アジア		○	○
EX650C	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650CCDA00000</u> <u>JKAEXEC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	—
EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650CDDA00000</u>	欧州		○	—
EX650E	ER-6f Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650EEDA00000</u> <u>JKAEXEE1*CDA00000</u>	欧州 米国		○	—
EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650EFDA00000</u>	欧州		○	—
EX650J	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650JJDA00000</u> <u>JKAEXEJ1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	○
EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	<u>JKAEX650KKDA00000</u> <u>JKAEXEK1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
(新設)							
LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	<u>JKALE300CCDA00000</u> <u>JKALE8C1*HDA00000</u>	欧州 米国		○	○

新							旧								
LE650A	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650AAA000000</u> <u>JKALEEA1*SA000000</u>	欧州 米国		○	—	LE650A	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650AAA000000</u> <u>JKALEEA1*SA000000</u>	欧州 米国		○	—
LE650B	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650ABA000000</u>	欧州		○	—	LE650B	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650ABA000000</u>	欧州		○	—
LE650C	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650CCA000000</u> <u>JKALE650CCDA000000</u> <u>JKALEEC1*AA000000</u> <u>JKALEEC1*BDA000000</u>	欧州 欧州 米国 米国		○	—	LE650C	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650CCA000000</u> <u>JKALE650CCDA000000</u> <u>JKALEEC1*AA000000</u> <u>JKALEEC1*BDA000000</u>	欧州 欧州 米国 米国		○	—
LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	<u>JKALE650CDA000000</u> <u>JKALE650CDDA000000</u>	欧州 欧州		○	—	LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	<u>JKALE650CDA000000</u> <u>JKALE650CDDA000000</u>	欧州 欧州		○	—
LE650E	VERSYS 650	ER650AE	<u>JKALE650EEDA000000</u> <u>JKALEEE1*FDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○	LE650E	VERSYS 650	ER650AE	<u>JKALE650EEDA000000</u> <u>JKALEEE1*FDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	<u>JKALE650EFDA000000</u> <u>JKALEEF1*FDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○	LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	<u>JKALE650EFDA000000</u> <u>JKALEEF1*FDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00AAA000000</u>	欧州		○	—	LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00AAA000000</u>	欧州		○	—
LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00BBA000000</u> <u>JKALZCB1*FA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○	LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00BBA000000</u> <u>JKALZCB1*FA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
LZT00C	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00CCA000000</u> <u>JKALZCC1*KA000000</u>	欧州 カナダ		○	○	(新設)							
LZT00D	VERSYS 1000 SE	ZRT00DE	<u>JKALZT00CDA000000</u> <u>JKALZCD1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○	(新設)							
VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	<u>JKAVN900BBA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 065001以降に適用	○	—	VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	<u>JKAVN900BBA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 065001以降に適用	○	—
VN900C	VN900 Custom	VN900BE	<u>JKAVN900CCA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 045001以降に適用	○	—	VN900C	VN900 Custom	VN900BE	<u>JKAVN900CCA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 045001以降に適用	○	—
VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70ABA000000</u>	欧州		○	—	VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70ABA000000</u>	欧州		○	—
VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	<u>JKBVNT70CCA000000</u>	欧州		○	—	VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	<u>JKBVNT70CCA000000</u>	欧州		○	—
VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70CDA000000</u>	欧州		○	—	VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70CDA000000</u>	欧州		○	—
VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	<u>JKBVNT70EEA000000</u>	欧州		○	—	VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	<u>JKBVNT70EEA000000</u>	欧州		○	—
VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70EFA000000</u>	欧州		○	—	VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70EFA000000</u>	欧州		○	—
VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70JKA000000</u>	欧州		○	—	VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70JKA000000</u>	欧州		○	—
VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	<u>JKBVNW00HHA000000</u>	欧州		○	—	VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	<u>JKBVNW00HHA000000</u>	欧州		○	—
ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40CCA000000</u> <u>JKBZGNC1*AA000000</u>	欧州 米国		○	—	ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40CCA000000</u> <u>JKBZGNC1*AA000000</u>	欧州 米国		○	—
ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40EEA000000</u> <u>JKBZGNE1*FA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○	ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40EEA000000</u> <u>JKBZGNE1*FA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
ZR750L	Z750	ZR750JE	<u>JKAZR750LLA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 115001以降に適用	○	—	ZR750L	Z750	ZR750JE	<u>JKAZR750LLA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 115001以降に適用	○	—
ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750LMA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 115001以降に適用	○	—	ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750LMA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 115001以降に適用	○	—
ZR750N	Z750R	ZR750JE	<u>JKAZR750NNA000000</u>	欧州		○	—	ZR750N	Z750R	ZR750JE	<u>JKAZR750NNA000000</u>	欧州		○	—
ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750NPA000000</u>	欧州		○	—	ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750NPA000000</u>	欧州		○	—
ZR800A	Z800	ZR800AE	<u>JKBZR800AADA000000</u>	欧州・アジア		○	—	ZR800A	Z800	ZR800AE	<u>JKBZR800AADA000000</u>	欧州・アジア		○	—
ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	<u>JKBZR800ABDA000000</u>	欧州		○	—	ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	<u>JKBZR800ABDA000000</u>	欧州		○	—
ZR800C	Z800	ZR800CE	<u>JKBZR800CCDA000000</u>	欧州		○	—	ZR800C	Z800	ZR800CE	<u>JKBZR800CCDA000000</u>	欧州		○	—
ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	<u>JKBZR800CDDA000000</u>	欧州		○	—	ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	<u>JKBZR800CDDA000000</u>	欧州		○	—
ZR900A	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900AADA000000</u> <u>JKAZR2A1*HDA000000</u>	アジア 米国		○	○	ZR900A	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900AADA000000</u> <u>JKAZR2A1*HDA000000</u>	アジア 米国		○	○
ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	<u>JKAZR900BBDA000000</u> <u>JKAZR2B1*HDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○	ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	<u>JKAZR900BBDA000000</u> <u>JKAZR2B1*HDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
ZR900C	Z900RS	ZR900BE	<u>JKAZR900CCA000000</u>	欧州・アジア		○	○	ZR900C	Z900RS	ZR900BE	<u>JKAZR900CCA000000</u>	欧州・アジア		○	○
ZR900E	Z900RS CAFE	ZR900BE	<u>JKAZR900CEA000000</u> <u>JKAZR900EEA000000</u>	欧州 アジア		○	○	ZR900E	Z900RS CAFE	ZR900BE	<u>JKAZR900CEA000000</u> <u>JKAZR900EEA000000</u>	欧州 アジア		○	○
ZR900F	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900FFA000000</u> <u>ML5ZRDF1*LDAA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○	(新設)							
ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRT00DDA000000</u> <u>JKAZRCD1*AA000000</u>	欧州 米国		○	—	ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRT00DDA000000</u> <u>JKAZRCD1*AA000000</u>	欧州 米国		○	—

新							旧						
ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0DEA000000</u>	欧州	○	—	ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0DEA000000</u>	欧州	○	—
ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0FFA000000</u> <u>JKAZRCF1*EA000000</u>	欧州・アジア アジア	○	—	ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0FFA000000</u> <u>JKAZRCF1*EA000000</u>	欧州・アジア アジア	○	—
ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0FGA000000</u> <u>JKAZRCG1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア	○	—	ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0FGA000000</u> <u>JKAZRCG1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア	○	—
ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0HHA000000</u> <u>JKAZRCH1*HA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0HHA000000</u> <u>JKAZRCH1*HA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○
ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0HJA000000</u> <u>JKAZRTO0JJA000000</u> <u>JKAZRCJ1*HA000000</u>	欧州 アジア カナダ	○	○	ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRTO0HJA000000</u> <u>JKAZRTO0JJA000000</u> <u>JKAZRCJ1*HA000000</u>	欧州 アジア カナダ	○	○
ZRT00K	Z H2	ZXT00NE	<u>JKAZRTO0KKA000000</u> <u>JKAZRCK1*LA000000</u>	欧州 米国	○	○	(新設)						
ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	<u>JKAZX600RA000000</u> <u>JKAZX4R1*9A000000</u>	欧州 米国	○	—	ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	<u>JKAZX600RA000000</u> <u>JKAZX4R1*9A000000</u>	欧州 米国	○	—
ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	<u>JKBZX636EAA000000</u> <u>JKBZXJE1*EA000000</u>	欧州 米国・アジア	○	—	ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	<u>JKBZX636EAA000000</u> <u>JKBZXJE1*EA000000</u>	欧州 米国・アジア	○	—
ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	<u>JKBZX636EFA000000</u> <u>JKBZXJF1*EA000000</u>	欧州 米国・アジア	○	—	ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	<u>JKBZX636EFA000000</u> <u>JKBZXJF1*EA000000</u>	欧州 米国・アジア	○	—
ZX636G	Ninja ZX-6R	ZX636EE	<u>JKBZX636GGA000000</u> <u>JKBZXJG1*KA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	(新設)						
ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	<u>JKAZXTO0EEA000000</u> <u>JKAZXCE1*8A000000</u>	欧州 米国	○	—	ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	<u>JKAZXTO0EEA000000</u> <u>JKAZXCE1*8A000000</u>	欧州 米国	○	—
ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	<u>JKAZXTO0FFA000000</u> <u>JKAZXCF1*AA000000</u>	欧州 米国	○	—	ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	<u>JKAZXTO0FFA000000</u> <u>JKAZXCF1*AA000000</u>	欧州 米国	○	—
ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXTO0GGA000000</u> <u>JKAZXCG1*BA000000</u>	欧州 米国	○	—	ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXTO0GGA000000</u> <u>JKAZXCG1*BA000000</u>	欧州 米国	○	—
ZXT00H	Z1000SX ABS Ninja 1000 ABS	ZRT00DE ZRT00DE	<u>JKAZXTO0GHA000000</u> <u>JKAZXCH1*CA000000</u>	欧州 米国	○	—	ZXT00H	Z1000SX ABS Ninja 1000 ABS	ZRT00DE ZRT00DE	<u>JKAZXTO0GHA000000</u> <u>JKAZXCH1*CA000000</u>	欧州 米国	○	—
ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0JJA000000</u> <u>JKAZXCJ1*BA000000</u>	欧州 米国	○	—	ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0JJA000000</u> <u>JKAZXCJ1*BA000000</u>	欧州 米国	○	—
ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0JKA000000</u> <u>JKAZXCJ1*BA000000</u>	欧州 米国	○	—	ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0JKA000000</u> <u>JKAZXCJ1*BA000000</u>	欧州 米国	○	—
ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXTO0LLA000000</u> <u>JKAZXCL1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア	○	—	ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXTO0LLA000000</u> <u>JKAZXCL1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア	○	—
ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	<u>JKAZXTO0LMA000000</u> <u>JKAZXCM1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア	○	—	ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	<u>JKAZXTO0LMA000000</u> <u>JKAZXCM1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア	○	—
ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKAZXTO0NNA000000</u> <u>JKAZXCN1*FA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKAZXTO0NNA000000</u> <u>JKAZXCN1*FA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○
ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKAZXCR1*GA000000</u>	米国	○	—	ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKAZXCR1*GA000000</u>	米国	○	—
ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0SSA000000</u> <u>JKAZXCS1*GA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0SSA000000</u> <u>JKAZXCS1*GA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○
ZXT00W	Z1000SX Ninja 1000	ZRT00DE ZRT00DE	<u>JKAZXTO0WWA000000</u> <u>JKAZXCW1*HA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	ZXT00W	Z1000SX Ninja 1000	ZRT00DE ZRT00DE	<u>JKAZXTO0WWA000000</u> <u>JKAZXCW1*HA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○
ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKAZXTO0XXA000000</u> <u>JKAZXCX1*HA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKAZXTO0XXA000000</u> <u>JKAZXCX1*HA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○
ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0SZA000000</u> <u>JKAZXTO0ZZA000000</u> <u>JKAZXCZ1*HA000000</u>	欧州 アジア 米国	○	○	ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKAZXTO0SZA000000</u> <u>JKAZXTO0ZZA000000</u> <u>JKAZXCZ1*HA000000</u>	欧州 アジア 米国	○	○
ZXT02A	Ninja H2 SX	ZXT00NE	<u>JKBZXT02AAA000000</u> <u>JKBZXVA1*JA000000</u>	欧州 米国	○	○	ZXT02A	Ninja H2 SX	ZXT00NE	<u>JKBZXT02AAA000000</u> <u>JKBZXVA1*JA000000</u>	欧州	○	○
ZXT02B	Ninja H2 SX SE	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ABA000000</u> <u>JKBZXT02BBA000000</u> <u>JKBZXVB1*JA000000</u>	欧州 アジア 米国	○	○	ZXT02B	Ninja H2 SX SE	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ABA000000</u> <u>JKBZXT02BBA000000</u> <u>JKBZXVB1*JA000000</u>	欧州 アジア	○	○
ZXT02C	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02CCA000000</u> <u>JKBZXVC1*JA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	ZXT02C	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02CCA000000</u> <u>JKBZXVC1*JA000000</u>	欧州・アジア	○	○
ZXT02D	Ninja H2 SX SE+	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ADA000000</u> <u>JKBZXVD1*KA000000</u>	欧州 米国	○	○	(新設)						
ZXT02E	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EEA000000</u> <u>JKBZXVE1*KA000000</u>	欧州・アジア 米国	○	○	(新設)						

新							
ZXT02G	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EGA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT02GGA000000</u>	アジア			
ZXT02H	Ninja ZX-10R SE	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EHA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT02HHA000000</u>	アジア			
ZXT02J	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKBZXT02JJA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKBZXT02KKA000000</u>	米国		○	○
ZXT02K	Ninja 1000SX	ZXT02KE	<u>JKBZXT02KKA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT02LAA000000</u>	米国		○	○
ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	<u>JKBZXC1*BA000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	○
ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	<u>JKBZXT40CDA000000</u>	欧州		○	○
ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	<u>JKBZXC1*CA000000</u>	米国		○	○
ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40EFA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT40HHA000000</u>	欧州		○	○
ZXT40H	Ninja ZX-14R ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKBZXC1*CA000000</u>	米国		○	○
ZXT40J	Ninja ZX-14R ABS SE	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HJA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT40JJA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKBZXC1*GA000000</u>	米国		○	○

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
BU	AN650	P506	<u>JS1BU142600000000</u> <u>JS1BU142700000000</u>	欧州		○	○
C1	VL1500	Y514	<u>JS1C111110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C111210000000</u>	欧州			
			<u>JS1C111300000000</u>	豪州			
			<u>JS1C111230000000</u>	豪州			
C3	GSX-R600	N738	<u>JS1C311110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C311120000000</u>	豪州			
C4	GSX-R750	R747	<u>JS1C411110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C411120000000</u>	豪州			
C5	GSR750	R749	<u>JS1C511110000000</u>	欧州		○	○
	GSR750A	R749	<u>JS1C511210000000</u>	欧州			
	GSX-S750A	R749	<u>JS1C511120000000</u>	豪州			
C7	DL650A	P513	<u>JS1C711110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C711120000000</u>	豪州			
			<u>JS1C733AZ00000000</u>	欧州			
CA	VZR1800	Y506	<u>JS1CA111100000000</u>	欧州		○	○
		<u>JS1CA111200000000</u>	欧州				
CK	GSX1300R	X704	<u>JS1CA121300000000</u>	豪州		○	○
	<u>JS1CA211100000000</u>	欧州					
CX	GSX1300RA	X704	<u>JS1CK111300000000</u>	豪州		○	○
	<u>JS1CK111600000000</u>	欧州					
CY	SFV650	P511	<u>JS1CK111800000000</u>	豪州		○	○
	SV650	P511	<u>JS1CX111200000000</u>	豪州			
			<u>JS1CX123500000000</u>	欧州			
			<u>JS1CX123600000000</u>	欧州			
			<u>JS1CX124500000000</u>	欧州			
<u>JS1CX124600000000</u>	欧州						
<u>JS1CX123900000000</u>	豪州						
<u>JS1CX124900000000</u>	豪州						

旧							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	<u>JKBZXC1*BA000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	○
ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	<u>JKBZXT40CDA000000</u>	欧州		○	○
ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	<u>JKBZXC1*CA000000</u>	米国		○	○
ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40EFA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT40HHA000000</u>	欧州		○	○
ZXT40H	Ninja ZX-14R ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKBZXC1*CA000000</u>	米国		○	○
ZXT40J	Ninja ZX-14R ABS SE	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HJA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT40JJA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKBZXC1*GA000000</u>	米国		○	○

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
BU	AN650	P506	<u>JS1BU142600000000</u> <u>JS1BU142700000000</u>	欧州		○	○
C1	VL1500	Y514	<u>JS1C111110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C111210000000</u>	欧州			
			<u>JS1C111300000000</u>	豪州			
			<u>JS1C111230000000</u>	豪州			
C3	GSX-R600	N738	<u>JS1C311110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C311120000000</u>	豪州			
C4	GSX-R750	R747	<u>JS1C411110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C411120000000</u>	豪州			
C5	GSR750	R749	<u>JS1C511110000000</u>	欧州		○	○
	GSR750A	R749	<u>JS1C511210000000</u>	欧州			
	GSX-S750A	R749	<u>JS1C511120000000</u>	豪州			
C7	DL650A	P513	<u>JS1C711110000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1C711120000000</u>	豪州			
			<u>JS1C733AZ00000000</u>	欧州			
CA	VZR1800	Y506	<u>JS1CA111100000000</u>	欧州		○	○
		<u>JS1CA111200000000</u>	欧州				
CK	GSX1300R	X704	<u>JS1CA121300000000</u>	豪州		○	○
	<u>JS1CA211100000000</u>	欧州					
CX	GSX1300RA	X704	<u>JS1CK111300000000</u>	豪州		○	○
	<u>JS1CK111600000000</u>	欧州					
CY	SFV650	P511	<u>JS1CK111800000000</u>	豪州		○	○
	SV650	P511	<u>JS1CX111200000000</u>	豪州			
			<u>JS1CX123500000000</u>	欧州			
			<u>JS1CX123600000000</u>	欧州			
			<u>JS1CX124500000000</u>	欧州			
<u>JS1CX124600000000</u>	欧州						
<u>JS1CX123900000000</u>	豪州						
<u>JS1CX124900000000</u>	豪州						

新							旧									
DD	DL1000A	U501	JS1CY111200000000	豪州		○	—	DD	DL1000A	U501	JS1CY111200000000	豪州		○	—	
			JS1DD111100000000	欧州			JS1DD111100000000				欧州					
			JS1DD111200000000	豪州			JS1DD111200000000				豪州					
			JS1DD124500000000	欧州		○	○				JS1DD124500000000	欧州		○	○	
DG	GSX-S1000A	T719	JS1DG1122G0000000	欧州		○	—	DG	GSX-S1000A	T719	JS1DG1122G0000000	欧州		○	—	
			JS1DG322200000000	欧州		○	○				JS1DG322200000000	欧州		○	○	
			JS1DG322200000000	豪州			JS1DG322200000000				豪州					
	GSX-S1000FA	T719	JS1DG1144G0000000	欧州		○	—		GSX-S1000FA	T719	JS1DG1144G0000000	欧州		○	—	
			JS1DG324400000000	欧州		○	○				JS1DG324400000000	欧州		○	○	
			JS1DG324400000000	豪州			JS1DG324400000000				豪州					
	GSX-S1000S	T719	JS1DG325500000000	欧州		○	○		(新設)							
			JS1DG375700000000	欧州			JS1DG375700000000									
T720		JS1DG325500000000	豪州													
		JS1DG455500000000	欧州		○	○										JS1DG455500000000
DM	GSX-R1000A	DTA1	JS1DM11AZ00000000	欧州		○	○	DM	GSX-R1000A	DTA1	JS1DM11AZ00000000	欧州		○	○	
	GSX-R1000RA	DTA1	JS1DM11AZ00000000	豪州					GSX-R1000RA	DTA1	JS1DM11AZ00000000	豪州				
			JS1DM11GZ00000000	欧州		○	○				JS1DM11GZ00000000	欧州		○	○	
			JS1DM11GZ00000000	豪州			JS1DM11GZ00000000				豪州					
DU	AN400	K432	JS1DU11AZ00000000	欧州		○	○	DU	AN400	K432	JS1DU11AZ00000000	欧州		○	○	
EF	DL1050	U502	JS1EF11AZ00000000	欧州		○	○	(新設)								
			JS1EF11AZ00000000	豪州												
			JS1EF12AZ00000000	欧州												
			JS1EF12AZ00000000	豪州												
			JS1EF12JZ00000000	台湾												
GN7FA	GSX-R600	N738	JS1GN7FA*B0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D...)に適用	○	—	GN7FA	GSX-R600	N738	JS1GN7FA*B0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D...)に適用	○	—	
GR7MA	GSX-R750	R747	JS1GR7MA*B0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D...)に適用	○	—	GR7MA	GSX-R750	R747	JS1GR7MA*B0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D...)に適用	○	—	
GT78A	GSX-R1000	T717	JS1GT78A*C0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C, D, E...)に適用	○	—	GT78A	GSX-R1000	T717	JS1GT78A*C0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C, D, E...)に適用	○	—	
GT78B	GSX-R1000A	T717	JS1GT78B*F0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「F」以降(F, G, H...)に適用	○	—	GT78B	GSX-R1000A	T717	JS1GT78B*F0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「F」以降(F, G, H...)に適用	○	—	
GT7AA	GSX-S1000A	T719	JS1GT7AA*G0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G, H...)に適用	○	—	GT7AA	GSX-S1000A	T719	JS1GT7AA*G0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G, H...)に適用	○	—	
GT7CA	GSX-S1000FA	T719	JS1GT7CA*G0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G, H...)に適用	○	—	GT7CA	GSX-S1000FA	T719	JS1GT7CA*G0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G, H...)に適用	○	—	
GT7DB	GSX-S1000S	T719	JS1GT7DB*L0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「L」以降(L, M...)に適用	○	○	(新設)								
GW72B	GSF1250SA	W705	JS1GW72B*G0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G, H...)に適用	○	—	GW72B	GSF1250SA	W705	JS1GW72B*G0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G, H...)に適用	○	—	
GX72A	GSX1300R	X704	JS1GX72A*B0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D...)に適用	○	—	GX72A	GSX1300R	X704	JS1GX72A*B0000000	米国・カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D...)に適用	○	—	
GX72B	GSX1300RA	X704	JS1GX72B*D0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「D」以降(D, E, F...)に適用	○	—	GX72B	GSX1300RA	X704	JS1GX72B*D0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「D」以降(D, E, F...)に適用	○	—	
VP55A	SFV650	P511	JS1VP55A*C0000000	カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C, D, E...)に適用	○	—	VP55A	SFV650	P511	JS1VP55A*C0000000	カナダ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C, D, E...)に適用	○	—	
VP55B	SFV650A	P511	JS1VP55B*C0000000	カナダ	打刻様式の先頭から	○	—	VP55B	SFV650A	P511	JS1VP55B*C0000000	カナダ	打刻様式の先頭から	○	—	

新							
	SV650	P511	<u>JS1VP55B*H0000000</u>	米国・カナダ	10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用 打刻様式の先頭から 10桁目が「H」以降 (H, J...)に適用	○	—
VP56A	DL650A	P513	<u>JS1VP56A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
VU51A	DL1000A	U501	<u>JS1VU51A*E0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「E」以降 (E, F, G...)に適用	○	—
VY53A	VZR1800	Y505	<u>JS1VY53A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
VY56A	VL1500	Y513	<u>JS1VY56A*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「D」以降 (D, E, F...)に適用	○	—

(3) 本田技研工業株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	<u>JH2PC400*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
PF01	FJS600D	PF01E	<u>JH2PF01C*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
	FJS600A	PF01E	<u>JH2PF01D*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	<u>JH2RC50C*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
RC55	NSA700A	RC55E	<u>JH2RC55A*9K000001</u>	EU		○	—
RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	<u>JH2RC580*AK000001</u>	EU・US		○	—
RC60	VFR800X	RC60E	<u>JH2RC60A*BK000001</u>	EU		○	—
RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	<u>JH2RC61A*CK000001</u>	EU・カナダ		○	—
RC62	NC700D	RC61E	<u>JH2RC62A*CK000000</u>	EU		○	—
RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	<u>JH2RC63A*CK000001</u>	EU・US		○	—
RC79	VFR800F	RC79E	<u>JH2RC79A*EK000001</u>	EU・US		○	—
RC80	VFR800X	RC79E	<u>JH2RC80A*EK000001</u>	EU		○	—
SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	<u>JH2SC54E*AK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
SC59	CBR1000RR CBR1000RA	SC59E	<u>JH2SC590*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
SC61	Fury VT1300CX	SC61E	<u>JH2SC610*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	<u>JH2SC631*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC66	Stateline	SC61E	<u>JH2SC660*AK000001</u>	US		○	—
SC67	Sabre	SC61E	<u>JH2SC670*AK000001</u>	US		○	—
SC68	GL1800	SC47E	<u>JH2SC68A*CK000001</u>	EU・US		○	—
SC70	VFR1200X	SC70E	<u>JH2SC70A*CK000001</u>	EU		○	—

旧							
	SV650	P511	<u>JS1VP55B*H0000000</u>	米国・カナダ	10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用 打刻様式の先頭から 10桁目が「H」以降 (H, J...)に適用	○	—
VP56A	DL650A	P513	<u>JS1VP56A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
VU51A	DL1000A	U501	<u>JS1VU51A*E0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「E」以降 (E, F, G...)に適用	○	—
VY53A	VZR1800	Y505	<u>JS1VY53A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
VY56A	VL1500	Y513	<u>JS1VY56A*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「D」以降 (D, E, F...)に適用	○	—

(3) 本田技研工業株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	<u>JH2PC400*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
PF01	FJS600D	PF01E	<u>JH2PF01C*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
	FJS600A	PF01E	<u>JH2PF01D*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	<u>JH2RC50C*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
RC55	NSA700A	RC55E	<u>JH2RC55A*9K000001</u>	EU		○	—
RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	<u>JH2RC580*AK000001</u>	EU・US		○	—
RC60	VFR800X	RC60E	<u>JH2RC60A*BK000001</u>	EU		○	—
RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	<u>JH2RC61A*CK000001</u>	EU・カナダ		○	—
RC62	NC700D	RC61E	<u>JH2RC62A*CK000000</u>	EU		○	—
RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	<u>JH2RC63A*CK000001</u>	EU・US		○	—
RC79	VFR800F	RC79E	<u>JH2RC79A*EK000001</u>	EU・US		○	—
RC80	VFR800X	RC79E	<u>JH2RC80A*EK000001</u>	EU		○	—
SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	<u>JH2SC54E*AK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
SC59	CBR1000RR CBR1000RA	SC59E	<u>JH2SC590*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10桁目が「A」以降 (A, B, C...)に適用	○	—
SC61	Fury VT1300CX	SC61E	<u>JH2SC610*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	<u>JH2SC631*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC66	Stateline	SC61E	<u>JH2SC660*AK000001</u>	US		○	—
SC67	Sabre	SC61E	<u>JH2SC670*AK000001</u>	US		○	—
SC68	GL1800	SC47E	<u>JH2SC68A*CK000001</u>	EU・US		○	—
SC70	VFR1200X	SC70E	<u>JH2SC70A*CK000001</u>	EU		○	—

新							
	VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL						
SC77	CBR1000RA CBR1000S1 CBR1000S2	SC77E	JH2SC77A*HK000001 JH2SC77B*HK000001 JH2SC77C*HK000001	EU・アジア		○	○

(4) ヤマハ発動機株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
DP01	XT1200Z	P401E	<u>JYADP015000000000</u> <u>JYADP017000000000</u>	EU AUS		○	○
DP03	XT1200Z	P403E	<u>JYADP03E000000000</u> <u>JYADP03N000000000</u>	US CAN		○	-
DP04	XT1200Z	P404E	<u>JYADP041000000000</u> <u>JYADP044000000000</u>	EU AUS		○	○
	XT1200ZE	P404E	<u>JYADP046000000000</u> <u>JYADP048000000000</u>	EU AUS		○	○
DP05	XT1200ZE	P406E	<u>JYADP05E000000000</u> <u>JYADP05N000000000</u>	US CAN		○	-
DP06	XT1200Z	P406E	<u>JYADP06E000000000</u> <u>JYADP06N000000000</u>	US CAN		○	-
DP07	XT1200ZE	P408E	<u>JYADP070000000000</u>	EU		○	○
RH04	SR400	H332E	<u>JYARH04E000000000</u>	US		○	-
RH05	SR400	H333E	<u>JYARH051000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ15	YZF-R6	J515E	<u>JYARJ150000000000</u>	EU		○	○
RJ16	YZF-R6	J516E	<u>JYARJ16N000000000</u>	CAN		○	-
			<u>JYARJ16E000000000</u>	US			
			<u>JYARJ16Y000000000</u>	US			
RJ18	XJ6	J518E	<u>JYARJ18E000000000</u>	US		○	-
RJ19	XJ6S XJ6F	J519E	<u>JYARJ191000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYARJ194000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ195000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ197000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ198000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19A000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ19B000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19G000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19K000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ19L000000000</u>	EU			
<u>JYARJ19N000000000</u>	AUS						
RJ22	XJ6	J523E	<u>JYARJ221000000000</u> <u>JYARJ224000000000</u> <u>JYARJ225000000000</u> <u>JYARJ227000000000</u> <u>JYARJ228000000000</u> <u>JYARJ229000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ27	YZF-R6	J529E	<u>JYARJ270000000000</u>	EU/AUS		○	○
RM04	MT07	M401E	<u>JYARMO40000000000</u>	EU		○	○
RN16	FZ1	N513E	<u>JYARN161000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN17	FZ1	N514E	<u>JYARN17E000000000</u>	US/CAN		○	-
RN18	TDM900	N404E	<u>JYARN181000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYARN182000000000</u>	AUS			
RN22	YZF-R1	N519E	<u>JYARN221000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN23	YZF-R1	N520E	<u>JYARN23E000000000</u>	US/CAN		○	-

旧							
	VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL						
SC77	CBR1000RA CBR1000S1 CBR1000S2	SC77E	JH2SC77A*HK000001 JH2SC77B*HK000001 JH2SC77C*HK000001	EU・アジア		○	○

(4) ヤマハ発動機株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
DP01	XT1200Z	P401E	<u>JYADP015000000000</u> <u>JYADP017000000000</u>	EU AUS		○	○
DP03	XT1200Z	P403E	<u>JYADP03E000000000</u> <u>JYADP03N000000000</u>	US CAN		○	-
DP04	XT1200Z	P404E	<u>JYADP041000000000</u> <u>JYADP044000000000</u>	EU AUS		○	○
	XT1200ZE	P404E	<u>JYADP046000000000</u> <u>JYADP048000000000</u>	EU AUS		○	○
DP05	XT1200ZE	P406E	<u>JYADP05E000000000</u> <u>JYADP05N000000000</u>	US CAN		○	-
DP06	XT1200Z	P406E	<u>JYADP06E000000000</u> <u>JYADP06N000000000</u>	US CAN		○	-
DP07	XT1200ZE	P408E	<u>JYADP070000000000</u>	EU		○	○
RH04	SR400	H332E	<u>JYARH04E000000000</u>	US		○	-
RH05	SR400	H333E	<u>JYARH051000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ15	YZF-R6	J515E	<u>JYARJ150000000000</u>	EU		○	○
RJ16	YZF-R6	J516E	<u>JYARJ16N000000000</u>	CAN		○	-
			<u>JYARJ16E000000000</u>	US			
			<u>JYARJ16Y000000000</u>	US			
RJ18	XJ6	J518E	<u>JYARJ18E000000000</u>	US		○	-
RJ19	XJ6 (新設)	J519E	<u>JYARJ191000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYARJ194000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ195000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ197000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ198000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19A000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ19B000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19G000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19K000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ19L000000000</u>	EU			
<u>JYARJ19N000000000</u>	AUS						
RJ22	XJ6	J523E	<u>JYARJ221000000000</u> (新設)	EU/AUS		○	○
RJ27	YZF-R6	J529E	<u>JYARJ270000000000</u>	EU/AUS		○	○
RM04	MT07	M401E	<u>JYARMO40000000000</u>	EU		○	○
RN16	FZ1	N513E	<u>JYARN161000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN17	FZ1	N514E	<u>JYARN17E000000000</u>	US/CAN		○	-
RN18	TDM900	N404E	<u>JYARN181000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYARN182000000000</u>	AUS			
RN22	YZF-R1	N519E	<u>JYARN221000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN23	YZF-R1	N520E	<u>JYARN23E000000000</u>	US/CAN		○	-

新							旧								
RN25	FZ8	N522E	<u>JYARN251000000000</u> <u>JYARN252000000000</u> <u>JYARN255000000000</u> <u>JYARN259000000000</u> <u>JYARN25F000000000</u> <u>JYARN25G000000000</u>	EU/AUS		○	○	RN25	FZ8	N522E	<u>JYARN250000000000</u> (新設)	EU/AUS		○	○
RN27	FZ8	N524E	<u>JYARN27E000000000</u>	US/CAN		○	-	RN27	FZ8	N524E	<u>JYARN27E000000000</u>	US/CAN		○	-
RN28	FZ8	N524E	<u>JYARN28N000000000</u>	CAN		○	-	RN28	FZ8	N524E	<u>JYARN28N000000000</u>	CAN		○	-
RN29	MT09	N701E	<u>JYARN291000000000</u> <u>JYARN297000000000</u>	EU/AUS		○	○	RN29	MT09	N701E	<u>JYARN291000000000</u> (新設)	EU/AUS		○	○
RN32	YZF-R1/R1M	N526E	<u>JYARN320000000000</u>	EU		○	○	RN32	YZF-R1/R1M	N526E	<u>JYARN320000000000</u>	EU		○	○
RN33	MT09	N702E	<u>JYARN33E000000000</u> <u>JYARN33N000000000</u>	US CAN		○	-	RN33	MT09	N702E	<u>JYARN33E000000000</u> <u>JYARN33N000000000</u>	US CAN		○	-
RN39	YZF-R1/R1M	N527E	<u>JYARN39E000000000</u> <u>JYARN39N000000000</u>	US CAN		○	-	RN39	YZF-R1/R1M	N527E	<u>JYARN39E000000000</u> <u>JYARN39N000000000</u>	US CAN		○	-
RN40	YZF-R1M	N527E	<u>JYARN40N000000000</u> <u>JYARN40E000000000</u> <u>JYARN40Y000000000</u>	CAN US US		○	-	RN40	YZF-R1M	N527E	<u>JYARN40N000000000</u> <u>JYARN40E000000000</u> <u>JYARN40Y000000000</u>	CAN US US		○	-
RN42	YZF-R1S	N529E	<u>JYARN42E000000000</u>	US		○	○	RN42	YZF-R1S	N529E	<u>JYARN42E000000000</u>	US		○	○
RN45	MT10	N530E	<u>JYARN450000000000</u>	EU		○	○	RN45	MT10	N530E	<u>JYARN450000000000</u>	EU		○	○
RN48	MT10	N531E	<u>JYARN48N000000000</u>	CAN		○	-	RN48	MT10	N531E	<u>JYARN48N000000000</u>	CAN		○	-
RN49	YZF-R1	N532E	<u>JYARN490000000000</u> <u>JYARN49R000000000</u>	EU		○	○	RN49	YZF-R1	N532E	<u>JYARN490000000000</u> <u>JYARN49R000000000</u>	EU		○	○
	YZF-R1M	N532E	<u>JYARN490000000000</u>	EU		○	○		YZF-R1M	N532E	<u>JYARN490000000000</u>	EU		○	○
RP19	XJR1300C	P515E	<u>JYARP194000000000</u>	EU		○	○	RP19	XJR1300C	P515E	<u>JYARP194000000000</u>	EU		○	○
RP21	VMAX	P623E	<u>JYARP211000000000</u>	EU/AUS		○	○	RP21	VMAX	P623E	<u>JYARP211000000000</u>	EU/AUS		○	○
RP23	FJR1300A	P516E	<u>JYARN230000000000</u>	EU/AUS		○	○	RP23	FJR1300A	P516E	<u>JYARN230000000000</u>	EU/AUS		○	○
RP28	FJR1300-AE	P519E	<u>JYARN280000000000</u>	EU		○	○	RP28	FJR1300-AE	P519E	<u>JYARN280000000000</u>	EU		○	○
SH05	YP400	H322E	<u>JYASH055000000000</u>	EU		○	○	SH05	YP400	H322E	<u>JYASH055000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYASH057000000000</u>	AUS							<u>JYASH057000000000</u>	AUS			
			<u>JYASH058000000000</u>	EU							<u>JYASH058000000000</u>	EU			
			<u>JYASH05A000000000</u>	AUS							<u>JYASH05A000000000</u>	AUS			
SJ06	XP500	J406E	<u>JYASJ061000000000</u> <u>JYASJ062000000000</u>	EU AUS		○	○	SJ06	XP500	J406E	<u>JYASJ061000000000</u> <u>JYASJ062000000000</u>	EU AUS		○	○
SJ07	XP500	J407E	<u>JYASJ07Y000000000</u>	US/CAN		○	-	SJ07	XP500	J407E	<u>JYASJ07Y000000000</u>	US/CAN		○	-
SJ09	XP500 XP500A	J409E	<u>JYASJ091000000000</u>	EU/AUS		○	○	SJ09	XP500 XP500A	J409E	<u>JYASJ091000000000</u>	EU/AUS		○	○
VN01	XVS950A	N601E	<u>JYAVN01N000000000</u>	CAN		○	-	VN01	XVS950A	N601E	<u>JYAVN01N000000000</u>	CAN		○	-
			<u>JYAVN01Y000000000</u>	US							<u>JYAVN01Y000000000</u>	US			
			<u>JYAVN01E000000000</u>	US							<u>JYAVN01E000000000</u>	US			
VN02	XVS950A	N602E	<u>JYAVN021000000000</u>	EU		○	○	VN02	XVS950A	N602E	<u>JYAVN021000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYAVN022000000000</u>	AUS							<u>JYAVN022000000000</u>	AUS			
VN03	XVS950CU	N604E	<u>JYAVN030000000000</u>	EU		○	○	VN03	XVS950CU	N604E	<u>JYAVN030000000000</u>	EU		○	○
VP23	XV1900A	P618E	<u>JYAVP234000000000</u>	EU		○	○	VP23	XV1900A	P618E	<u>JYAVP234000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYAVP237000000000</u>	EU							<u>JYAVP237000000000</u>	EU			
VP26	XVS1300A	P620E	<u>JYAVP266000000000</u>	EU		○	○	VP26	XVS1300A	P620E	<u>JYAVP266000000000</u>	EU		○	○
VP27	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP27E000000000</u>	US/CAN	但し、下6桁が 001402以降に限る	○	-	VP27	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP27E000000000</u>	US/CAN	但し、下6桁が 001402以降に限る	○	-
VP29	VMAX	P625E	<u>JYAVP29E000000000</u>	US/CAN		○	-	VP29	VMAX	P625E	<u>JYAVP29E000000000</u>	US/CAN		○	-
VP33	XVS1300CU	P629E	<u>JYAVP33E000000000</u>	US/CAN		○	-	VP33	XVS1300CU	P629E	<u>JYAVP33E000000000</u>	US/CAN		○	-
VP34	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP34E000000000</u>	US/CAN		○	-	VP34	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP34E000000000</u>	US/CAN		○	-
VP36	XVS1300CU	P630E	<u>JYAVP361000000000</u> <u>JYAVP365000000000</u>	EU		○	○	VP36	XVS1300CU	P630E	<u>JYAVP360000000000</u> (新設)	EU		○	○

新	旧
第1号様式(その1)(別添3の3.1.関係)(略)	第1号様式(その1)(別添3の3.1.関係)(略)
第1号様式(その2)(別添3の3.1.関係)	第1号様式(その2)(別添3の3.1.関係)
(略)	(略)
排出ガス発散防止装置	排出ガス発散防止装置
(略)	(略)
騒音防止装置	騒音防止装置
(略)	(略)
<u>自動運行装置</u>	<u>(新設)</u>
自動運行装置:有・無	(新設)
有 無	(新設)
第2号様式～第12号様式(略)	第2号様式～第12号様式(略)
第13号様式(別添3の7.1.関係)	第13号様式(別添3の7.1.関係)
(略)	(略)
書面審査事項 ※少数生産車:車台番号又はシリアル番号の3桁目が「9」	書面審査事項
(略)	(略)
第14号様式(別添3の7.1.関係)	第14号様式(別添3の7.1.関係)
(略)	(略)
書面審査事項 ※少数生産車:車台番号又はシリアル番号の3桁目が「9」	書面審査事項
(略)	(略)
第15号様式(別添3の7.1.関係)	第15号様式(別添3の7.1.関係)
(略)	(略)
書面審査事項 ※少数生産車:車台番号又はシリアル番号の3桁目が「9」	書面審査事項
(略)	(略)
第16号様式(別添3の7.1.関係)	第16号様式(別添3の7.1.関係)
(略)	(略)
書面審査事項 ※少数生産車:車台番号又はシリアル番号の3桁目が「9」	書面審査事項
(略)	(略)
第17号様式(別添3の7.1.関係)	第17号様式(別添3の7.1.関係)
(略)	(略)
書面審査事項 ※少数生産車:車台番号又はシリアル番号の3桁目が「9」	書面審査事項
(略)	(略)
別添4～別添15(略)	別添4～別添15(略)

新	旧
別添 16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領	別添 16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領
1. (略) 2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。 (1) ～ (2) (略) (3) 並行輸入自動車届出実績 ①～② (略) ② <u>軽油を燃料とする自動車の消音器の情報</u> <u>消音器に製作者マークの表示なし (排出ガス後処理装置と兼用しているため)</u> (4) ～ (13) (略) 3. ～4. (略)	1. (略) 2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。 (1) ～ (2) (略) (3) 並行輸入自動車届出実績 ①～② (略) <u>(新設)</u> (4) ～ (13) (略) 3. ～4. (略)

附則 (令和 2 年 6 月 12 日規程第 8 号)

1. この規程は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。
2. 令和 2 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、令和 2 年 6 月 12 日付け規程第 8 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式とすることができる。